

『宋会要』道釈部訓注（一〇）

〔204〕

〔原文〕

開宝七年、知鄜州王龜從表上、中天竺摩伽陀国僧法天、河中府梵学僧法進所訳聖無量寿、尊勝二經、七仏讚。詔法天等赴闕、召見慰勞、賜紫衣。法天姓利地利、徧通三藏。与其兄達理摩拏義多、西印度僧尼囉、南印度僧尼没駄計哩帝等四人同造中国。惟法天与其兄得達、余皆没於路。法天携梵經至鄜州、偶河中府梵学僧法進、其詳經義、始出已上經。法進執筆廻綴、龜從潤色之。法天求詣五台、礼文殊、遂徧遊江、浙、嶺表、巴蜀。許之。

〔訓讀〕

開宝七年、知鄜州の王龜從、表もて中天竺摩伽陀国僧法天、河中府梵学僧法進訳す所の聖無量寿、尊勝の二經、七仏讚を上る。詔して法天等をして闕に赴かしめ、召見慰勞し、紫衣を賜う。法天の姓は利地利、徧く三藏に通ず。其の兄達理摩拏義多、西印度僧尼囉、南印度の僧尼没駄計哩帝等、四人同に中国に造る。惟だ法天と其の兄のみ達することを得、余は皆な路に没す。法天、梵經を携え鄜州に至るに、河中府梵学僧法進に偶い、其れ經義に詳らかなれば、始めて已上の經を出す。法進は執筆廻綴し、龜從は之を潤色す。法天、五台に

永井政之
程田隆正
角田隆真
五十嵐嗣郎
大澤邦由
徳護
長谷川淳一
深沼宥祥

詣で、文殊を礼し、遂に江、浙、嶺表、巴蜀を徧遊するを求む。之を許す。

〔解説〕

開宝七年(九七四)に鄜州(陝西省中部県南)の知事である王龜従は天竺摩伽陀国の僧法天と河中府の梵学僧である法進が共訳した『聖無量寿』『尊勝』の二經と『七仏讚』を皇帝に進上した。これを受けて皇帝は法天と法進の二人を宮廷に赴かせ、召見し慰勞して、紫衣を賜った。

法天の種姓は利地利(クシヤトリヤ)であり、三蔵に通じた。法天は兄の達理摩拏義多と西印度の僧尼囉、南印度の僧尼没駄計哩帝と共に中国に向かうが、法天とその兄のみが達し、他二人は途中で死没した。そして鄜州に至って、たまたま河中府(山西省永濟県)の梵学僧法進と会う。この法進が經義に通曉していたため、彼と協力して前述の二經と讚を訳出した。共訳において法天は執筆・廻綴を行い、王龜従が潤色をなした。その後、法天は五台に詣でて、さらに各地の名山史跡を巡らんことを皇帝に請い、皇帝はこれを許可した。

法天については〔214〕〔220〕、法進については〔227〕もそれぞれ参照されたい。知鄜州の王龜従、及び西印度僧尼囉、南印度の僧尼没駄計哩帝については未詳。

達理摩拏義多については、本項の記述に拠れば、法天の兄

の名と記されるが、〔220〕には、法天の改名以前の名と記され、『宋会要』の前後の記述には錯綜がみられる。この件については後考を俟ちたい。

執筆、廻綴、潤色とは訳經作業に関することであるが、この訳經作業の役割は九つに分課される。一、「訳主」二、「証義」三、「証文」四、「書字梵学僧」五、「筆受」六、「綴文」七、「參訳」八、「刊定」九、「潤文」の九つである(各々の役割の詳細は〔207〕を参照)。また、左記に挙げる『統資治通鑑長編』卷二三の記述と対校すると、ここでいう執筆は「筆受」が行い、廻綴は「綴文」が行い、潤色は「潤文」が担当することが分かる。

同様の内容が『統資治通鑑長編』卷二三に載る。

唐の元和より以後、復た訳經せず。江南始めて兵を用いるの歳、中天竺摩伽陀国僧法天なる者、鄜州に至り、河中府にて梵学僧法進と共に經義を訳し、始めて無量寿、尊勝の二經、七仏贊を出す。法進、筆受綴文す。知州王龜従、之を潤色し、法天と法進をして經を闕下に獻ぜしむ。太祖、召見慰勞し、賜うに紫方袍を以てす。法天、名山に遊ばんことを請えば、之を許す。

(中華書局本、第三冊、五二二頁)

また、『仏祖統紀』卷四三も同様の内容載せる。

知鄜州(音は孚なり、鄜延路にあり)王龜従、表もて称

するに、中天竺三藏法天至りて、聖無量寿經、七仏讃を訳す。河中府にて梵学沙門法進執筆綴文し、龜從潤色す。詔して法天をして闕に赴かせ召見慰問し、紫方袍を賜う。○河中府沙門法進、三藏法天に請いて經を蒲津(蒲州河中府)において訳さしむ。守臣表進す。上これを感じ大いに説び、召して京師に入らしめ、始めて訳事を興す。

(大正藏四九、三九八a)
この『仏祖統紀』の記述では訳出した經等として『聖無量寿經』と『七仏讃』の二種のみを挙げている。

これらの記事から、鄭州における法天と法進の仏典翻訳は北宋の訳經事業の先駆けであり、訳經院の設置等、太宗が訳經政策を興すきっかけとなったと考えられるが、法天の經典訳出の年代等には議論がある。詳細は〔227〕を参照。

〔深沼〕

〔20〕

〔原文〕

太宗太平興国三年三月、開宝寺僧繼從等自西天廻、獻所得梵夾經等、詔賜繼從等紫衣。自是每獻者、多詔賜方袍焉。

〔訓読〕

太宗太平興国三年三月、開宝寺僧繼從等、西天より廻り、得る所の梵夾の經等を獻すれば、詔して繼從等に紫衣を賜う。

是より獻ずる者ある毎に、多くは詔して方袍を賜う。

〔解説〕

太宗の太平興国三年(九七八)三月、開宝寺の僧繼從らが西天より帰還し、入手し得た梵夾の經等を太宗に献上したので、太宗が繼從らに紫衣を賜った。その後、經等を献上する者に対して、しばしば方袍(袈裟)を下賜した。

『仏祖統紀』卷四三に同様の記述が載る。

(太平興国三年三月)開宝寺沙門繼從等、西天より還り、梵經、仏舍利塔、菩提樹の葉、孔雀の尾の払を獻す。並べて紫の方袍を賜う。
(大正藏四九、三九七b)

開宝寺の僧繼從については未詳。

〔深沼〕

〔206〕

〔原文〕

五年、北天竺迦湿弥羅国僧天息災、烏填国僧(兼欠乙)施護至京。詔賜紫衣。又令天息災等与法天、閱旧獻梵夾。太宗崇尚积教、又以梵僧曉二方言、遂有意於翻譯焉。

〔訓読〕

五年、北天竺迦湿弥羅国の僧天息災、烏填曩国の僧施護、京に至る。詔して紫衣を賜う。又た天息災と法天をして旧くに獻ずる梵夾を閲せしむ。太宗、积教を崇尚し、又た梵僧の二

方の言あきらかにに曉かなるを以て、遂に翻訳に意有り。

〔解説〕

太宗太平興国五年(九八〇)に北天竺迦湿弥羅国カシミア(印度の西北境)の僧天息災と烏埴国(今のスワート河流域地方)の僧施護が入京し、それに対して太宗は彼らを優遇し、紫衣を賜った。そして、以前に献上されていた梵夾の経を彼らに訳出させた。太宗は仏教を尊崇し、また梵僧らが梵語と中国語の両方に精通していたため、そこで本格的な訳経事業を開始しようとしたのである。

「烏埴国」について、本項原文では、「烏埴国」と記されているが、『宋会要』「蕃夷」の施護に関する条には「烏埴曩国」とあり(第八冊、七七四頁、蕃夷四―八九)、また既述の『統資治通鑑長編』卷二三と『仏祖統紀』卷四三の条において「烏埴曩国」と記されていることから、本項では「曩」の字を(欠力)とした。

『統資治通鑑長編』卷二三も同内容を載せる。

上即位の五年。又た北天竺迦湿弥羅国の僧天息災、烏埴曩国の僧施護、繼いで至る。法天、天息災等の至るを聞き、亦た京師に帰る。上、素より釈教を崇尚すれば、即ち召して天息災等をして、乾徳以来、西域より献ぜらるる梵夾を閲せしむ。天息災等、皆な華言に曉かなる。上、遂に翻訳に意有り。因みに内侍鄭守鈞に命じて太平

興国に就きて訳経院を建てしむ。

(中華書局本、第三冊、五二二―五二三頁)

また同様の記事が『仏祖統紀』卷四三にもある。

これらの記述から、天息災等の渡来僧によって北宋太祖の乾徳(九六三―九六七)より献じられていた梵夾が訳出され、また太宗が彼らの語学力に頼って訳経事業を本格的に再開しようとしたことが知られる。

なお、天息災については〔219〕を、施護については〔225〕を参照。

〔深沼〕

〔207〕

〔原文〕

是年、詔中使鄭守鈞ウカ就太平興国寺大殿西度地作訳経院。中設訳経堂。其東序為潤文堂、西序為正義堂。訳経僧以次分設堂室。至七年六月院成、召天息災等三人入院。賜天息災号明教大師、法天号伝教大師、施護号伝教大師、令以所齋梵本各訳一經上進。詔梵学僧法進・常謹・清沼等筆受綴文、又命光祿卿楊悅ウカ、兵部員外郎張洎潤色、殿直劉素為都監。悦等言、天息災等所述自古訳経儀式、将欲翻経於本院、建立道場。施護請於東堂面西粉布聖壇、壇開四門、梵僧四、各主其一、持秘密呪七晝夜。又設木壇、作聖賢位布聖賢字輪、目曰大法曼

擧。衆迎請聖賢、闕伽沐浴、香花灯塗、菓実飲食、二時供養、禮拜旋繞、請祈民祐、以殄魔障。僧羅曰二時虔禱。詔曰、第一訳主当面正坐、前梵学。其左第二証義梵僧、与訳主評量梵義。第三証梵文梵僧、聴訳主高誦梵文、以驗差誤。其右第四梵学僧、觀焚夾、当聴訳主宣讀誦、書為隸字。第五梵学僧筆受、第六梵学僧刪綴成人。第七証義僧參詳向義、第八梵学僧刊定字。第九潤文官、於僧衆南別設位、參詳潤色。訳僧毎日沐浴、嚴潔三衣坐具、威儀整肅。凡入法筵、依位而坐、不得紊亂。翻訳心須受用、悉從官給。訳之日、別設齋席。訳文有与御名廟諱同者、前代不避、於礼未允。若変文避諱、慮妨経義。今欲依国学九経書御名回避、諱但闕点画。詔御名不避、余悉從之。

〔訓読〕

是の年、詔して中使鄭守鈞に太平興国寺大殿の西に就いて地を度りて訳経院を作らしむ。中に訳経堂を設け、其の東序を潤文堂と為し、西序を正義堂と為して、訳経僧を次でを以て分ちち堂室を設く。七年六月に至り院成り、天息災等の三人を召して入院せしむ。天息災に号明教大師、法天に号伝教大師、施護に号顕教大師を賜い、齋す所の梵本を以て各おのの経を訳させ上進せしむ。

詔して、梵学僧の法進・常謹・清沼等を筆受・綴文とし、又た光祿卿の湯悦、兵部員外郎の張泊に潤色を命じ、殿直の劉

素を都監と為す。

悦等の言く、天息災等の述ぶる所は古よりの訳経の儀式なり、將に本院に於いて経を翻するに、道場を建立せんと欲す。施護は東堂に於いて西に面して聖壇を粉布することを請い、壇の四門を開いて、梵僧四、各おの其の一を主り、秘密呪を持つること七昼夜なり。又た木壇を設けて聖賢位と作し、聖賢の字輪を布き、目づけて大法曼拏と曰う。衆は聖賢を迎請して闕伽沐浴し、香花灯塗、菓実飲食もて、二時に供養し、禮拜旋繞して民の祐を祈るを請い、以て魔障を殄くす。僧羅せし日、二時に虔禱すと。

訳の日、第一の訳主は当面に正坐し、梵学を前にす。其の左にある第二の証義は梵僧にして、訳主と梵義を評量す。第三の証梵文は梵僧にして、訳主の高く梵文を読むを聴き、以て差誤を驗す。其の右にある第四の梵学僧は、梵夾を觀て、当に訳主の讀を宣べ読むを聴き、書して隸字と為す。第五の梵学僧は筆受なり、第六の梵学僧は刪綴りて文と成す。第七の証義僧は義を參詳し、第八の字の梵学僧は字を刊定す。第九の潤文官は、僧衆の南に別に位を設け、參詳、潤色す。訳僧は毎日沐浴し、三衣、坐具を嚴潔し、威儀を整肅にす。凡そ法筵に入るときは、位に依りて坐し、紊亂するを得ず。翻訳の応に須いるところの受用は悉く官より給す。訳の日には、別に齋席を設く。

訳文に御名・廟諱と同じもの有らば、前代には避けざれども、札に於いて未だ允されず。若し文を変えて諱を避くれば経の義を妨げんことを慮る。今、国学の九経書に依りて御名を回避するに、諱は但だ点画を闕くのみとせんと欲す。詔す、御名を避けず、余は悉く之れに従えと。

〈解説〉

本項は訳経院の建設とその体制、運営に関する記事である。なお、本項に関連する記事は、『仏祖統紀』卷四三(大正蔵四九、三九八a—b)、『統資治通鑑長編』卷二三(中華書局本、第三冊、五二二—五二三頁)、『伝法院碑銘』(『文莊集』卷二六、『四庫全書珍本』第二四七冊所収)にも見られる。

まず、訳経院の建設について述べる。

太平興国五年(九八〇)、詔により中使(宮中からの使者、宦官)の鄭守鈞に太平興国寺大殿の西側を測らせて訳経院を建設させた。訳経院は、中央に訳経堂を設け、その東側に潤文堂、西側に正義堂を置き、訳経僧の序列にしたがって堂室内の席次を定めた。太平興国七年(九八二)の六月に訳経院は完成し、訳経院の指導者として天息災等三人の訳経僧を任命し入所させた。天息災には明教大師の号を、法天には伝教大師の号を、施護には顕教大師の号を賜わり、彼らによってもたらされた梵文原本から各々一つの経を翻訳させて皇帝に献上させた。

鄭守鈞については、『統資治通鑑長編』卷二三には「内侍鄭守鈞」とあり、これに基づき改めた。「内侍」は宮中で天子のそばに仕える宦官であるが、鄭守鈞の伝については未見である。

また、原文では施護の大師号は「伝教大師」となっているが、これは原文の法天の大師号と同じであり、『仏祖統紀』卷四三に記載されている「顕教大師」によって改めた。

次に、訳経院の翻訳作業を分担する者について述べている。詔勅によって、梵学僧(梵語に通じている僧)の法進、常謹、清沼等を筆受・綴文とし、光祿卿(飲食を司る役職)の湯悦と兵部員外郎(次官)の張洎に潤色(訳文を脚色する役)を命じ、殿直(天子のそばに仕える武官)の劉素を都監(公事を掌る役)とした。

法進については、〔227〕を参照。常謹・清沼については、『大中祥符法宝録』(中華蔵北京版七三所収)に訳経における筆受(もしくは兼綴文)としての記録が残っているが、伝は確認できない。

湯悦は、『統資治通鑑長編』卷二三には「湯悦」とあり、これに基づき改めた。湯悦は、本名を殷崇義いんすうぎと云い、五代、南唐、池州青陽の人である。父は殷文圭で、唐末、呉の官人・詩人である。南唐保大十三年(九五五)に進士となり、枢密使、右僕射を歴任した。博学にして能文であり、激教誥げききょうご

〔詔〕の文書の作成はすべて担当したという。南唐が滅んで宋に入り、諱を避け湯悦と姓名を易えた。『南唐書』巻二三、『十国春秋』巻二八に伝がある。

張洎（九三四—九九七）は、字は師黯、又は偕仁で、滁州全椒（安徽省）の人である。南唐で進士に挙げられ、知制誥（詔書の起草を掌る）となつて機密に参与した。宋に入つて、給事中、参知政事等を歴任した。『宋史』巻二六七・列伝第二六に立伝されている。

劉素については、当該記事の他に伝えられているものは見いだせない。

続いて、訳経院における訳経の儀式について述べる。

湯悦等が言う所によれば、天息災等が述べるのは、昔からの訳経儀式である。まさにこの訳経院において経を翻訳しようとして、訳経の道場を設立する。施護は東堂の西に面したところに聖壇を作つて粉飾り、壇の四方の扉をあけて、四人のインド僧にそれぞれ一つを掌らせ、奥深い真言を唱え続けること七昼夜におよぶのである。また、木の壇を拵えて聖賢の位牌とし、聖賢を字輪（悉曇文字）で表し、これを名づけて大法曼拏羅（大法マンガラ）という。会衆は聖賢を招き入れて闍伽（供え水）で洗い清め、香や花、灯油、塗香、果実、飲み物・食べ物朝夕の二時に供え、礼拝し旋繞して民衆の幸いを祈願することを申し上げ、それによつて仏道修行

を妨げるものをほろぼすのである。僧が集まる日に、日に二回恭しく祈るのであると。

以上のように密教的色彩の濃い儀式がとり行われたのである。「塗香」は、本尊に供養する塗香で、『大日経』具緣品に説く六種供養（闍伽・塗香・華鬘・焼香・飯食・灯明）の一である。修法の種類に応じて栴檀香・沈香・竜腦・伽羅・安息香・鬱金香などを材料にして、粉末にしたものを用いる。〔密教大辞典〕四二三頁）

次に、翻訳作業の分担者の役割と訳場でのその配置について述べている。

ただし本文は名称や位置を簡略に述べているだけであるので、同様の記事の記載がある『仏祖統紀』の記述および『広説仏教語大辞典』の解説等を参考に、訳経分担者の役割と配置を解説する。

第一の「訳主」は、仏典などをサンスクリットから漢文に翻訳する訳場における中心人物で、西域またはインドから来た僧である。訳場の正面に坐して外を向き、梵文を唱える。第二の「証義」（本文では「証梵義」）はインド僧であり、訳主に向つて左に坐し、訳主と梵文について評量・考究する。第三の「証文」（本文では「証梵文」）はインド僧であり、訳主に向つて右に坐して、訳主が高らかに読む梵文を聞いて、原文と差違がないかまた誤謬があるかどうかを調べる。第四

の「書字梵字僧」(本文では「梵字僧」のみ)は、審らかに梵文を聴いて、それを音写して漢字に書きうつす。たとえば⑤ kṛdaya を「訖哩第野」とし、⑥ sūtra を「素怛覽」と書きしるす。(なお、本文では証(梵)文の「其の右にある」と訳場での配置関係を示している。)第五の「筆受」は、梵語をそのまま漢字で音写したものを、次に漢語に改める。たとえば「訖哩第野(⑤ kṛdaya)」を「心」と訳し、「素怛覽(⑥ sūtra)」を「経」と訳す。第六の「綴文」(本文では「刪綴成文」と表現)は、文字をつづつて意味のわかる文章をつくる。たとえば筆受が「照見五蘊彼自性空見此」とした場合、今は「照見五蘊皆空」とする。第七の「参訳」(本文では「参詳向義」と表現)は、梵漢両言語の文字を考えて、誤りがないようにする。第八の「刊定」(本文では「刊定字」と表現)は、訳出された文章について、冗長な語を削り、句をわかりやすく定める。たとえば「無無明無明」となっていれば、二字の重複を削除して「無無明」に改め、「上正遍知」となっていれば、上に「無」の字が欠けているので「無上正遍知」に改める。第九の「潤文」(本文では「潤文官」)は、僧衆の南に別に座席を設けて着席し、翻訳された経文を潤飾修辭して、中国語の文章として立派なものにする。ときには余分の語句を加える。たとえば『般若心経』では、「度一切苦厄」の一句は元の梵本になかったものであ

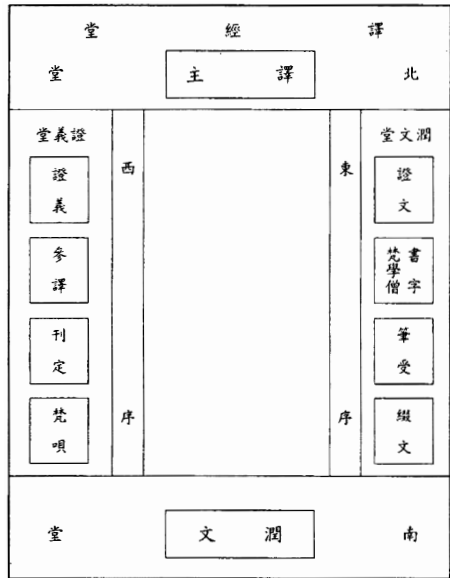
り、また「是故空中」の一句の「是故」の二字は元の梵本になかったものである。

以上で訳経分担者の役割・業務は明らかにされたが、訳場における各人の配置についてはあまりはつきりしない。ここで参考となるのが「伝法院碑銘」の訳場の配置についての以下の記述である。

三藏主訳は壇の北に於いてす。梵僧の証梵義・証梵文、義学僧の証義・刊定華字は左右に于き、潤文は東南し以て筆削を資け、監訳は西南し儀律を肅う。

これらの記述から、訳場の配置は、北側正面に訳主が坐り、その左側(西側)に証義、右側(東側)に証文が位置し、さらに第四の書字梵字僧から第八の刊定までが左右に分かれて坐り、南側に潤文(南東側)および監訳(都監(南西側)が座席を設けたと推定される。

なお王文顔『仏典漢訳の研究』(初出台北・天華出版、一九八四・再刊高雄・仏光出版社、二〇〇四)において、訳経場の具体的な配置「宋朝太平興国寺訳経院座次図」(再刊本一四四頁)を提示している。参考までに、その図を以下に示しておく。



圖次座院經譯寺國興平太朝宋

王文顔『仏典漢訳の研究』より

さらに、訳経院での生活の様子について述べられている。訳経僧は毎日髪や体を洗い清め、三衣や坐具を厳かで汚れないものにたもち、行動や態度を整えて厳かなものにする。そもそも仏法を説く訳経の道場に入るときは、座席にしたがつて所定のところに坐し、乱れたさまを示してはならない。翻訳のために必要とされる物品はすべて官から提供される。訳経が行われる日には、特別な食事がふるまわれるのである。

『宋会要』道釈部訓注（一〇）（永井）

最後に、御名・廟諱の取り扱い関する上奏とその返答について述べられている。

上奏して申し上げるには、「訳文の中には天子の御名と先帝の諱と同じ文字のものが有ります。前の時代には諱を避けることは行いませんでしたが、礼の観点からはまだ適切なものとは言えません。一方、もし文字を変えて諱を避けようとするとは經典の意味を損なうことを心配しております。そこでいま、儒教の經典九種の例にならって御名（諱）を回避するとすれば、諱については漢字の一面を省略するだけにしたいと存じます」と。それに対する返答の詔では、「御名を避ける必要はない、その他の事項は上奏に従って行え」とあった。

「国字九經書」とは、儒教の四書五經の類の儒教の正典のことで、その数え方には数種ある（『諸橋大漢和辞典』巻一・三六五頁）。また本文では、上奏の主体は明示されていないが、『仏祖統紀』では、上奏者を天息災としている。そして上奏文に対する回答では、「詔して答う、仏教の用字は宜しく正文に従うべし、廟諱御名を回避するを須いず」と記述して、經典の翻訳に用いる文字は正字を使い、廟諱御名を回避する必要はないという解釈を示している。

（長谷川）

〔208〕
〔原文〕

七月十二日、天息災上新訳聖仏母経、法天上吉祥持世経、施護上如来莊嚴経、各一卷。詔左街選京城儀儀乃学僧百人詳定。左右街僧録神曜与諸義学僧以為訳場久廢、伝演至難、迭興諍難。天息災等即持梵本先翻義、以華華文証之、衆僧乃服。詔入藏、刻板流行。

〔訓読〕

七月十二日、天息災、新訳の聖仏母経を上り、法天、吉祥持世経を上り、施護、如来莊嚴経を上る。各おの一巻なり。詔す、左街は京城の義学の僧百人を選び詳定せしめよ。左右街僧録神曜と諸もろの義学僧おもえ以為らく、訳場久しく廢し、伝演すること至難なりと。迭いに諍難を興す。天息災等即ち梵本を持ち先に翻義し、華文を以て之を証す。衆僧乃ち服す。詔して入藏せしめ、刻板流行せしむ。

〔解説〕

太平興国七年(九八二)七月一二日、前項〔207〕の詔勅を受け、三梵僧から新訳經典が上進された時の記録。天息災が『聖仏母経』、法天が『吉祥持世経』、施護が『如来莊嚴経』各一卷を新たに翻訳し、經典が上進された。そこで詔勅を出し、京城の義学僧百人に詳定(修訂)させた。左右街僧録の神曜やもろの義学僧は訳場が廢止されて長く、伝訳(通

訳)することは大変難しいとして、次々と議論が起こった。天息災等はこれに対し、先に梵文の意味を翻訳し、漢文でこれを裏付けた。衆僧はそこでや々と従った。詔勅を出し、新たに翻訳された經典を入藏させ、刊行流通せしめた。

なお、原文の「以華華文証之」については、『大中祥符法宝録』卷三や『仏祖統紀』卷四三(ともに後述)によって本項では「以華文証之」と校訂したが、黄啓江氏は著書の脚注にて本文を引いて「天息災等即持梵本先翻義以華、華文証之」(『北宋仏教史論稿』、台湾商務印書館、一九九七年、六二頁)と点校している。この場合、読み方は「天息災等即ち梵本を持して先に翻義するに華を以てし、華文もて之を証す」となる。

この時上進された經典の所蔵に関しては、天息災訳『聖仏母経』は『仏説聖仏母小字般若波羅蜜多経』として『大正藏』第八冊に、法天訳『吉祥持世経』は『仏説大乘聖吉祥持世陀羅尼経』として『大正藏』第二〇冊に、施護訳『如来莊嚴経』は『仏説無能勝幢王如来莊嚴陀羅尼経』として『大正藏』第十九冊にそれぞれ収録されている。

『仏祖統紀』卷四三も若干の語句の異同はあるが同様の内容を載せる。

七月、天息災、新訳聖仏母経を上り、法天、吉祥持世経を上り、施護、如来莊嚴経を上る、各おの一巻なり。詔

して両街の僧をして義学の沙門百人を選ばしめ経義を祥定せしむ。時に左街僧録神曜等言く、訳場久しく廢し、伝訳は至艱なりと。天息災等即ち梵文を持ち先に梵の義を翻し、華文を以て之を証す。曜と衆、乃ち服す。○詔して新経を入蔵せしめ、開板流行せしむ。

また、『大中祥符法宝録』卷三には、七月一二日に天息災等によって翻訳された經典の提要やともに上進された表（上奏文の原文）、及びこれにまつわる詔勅が記されている。『大中祥符法宝録』卷三の関連箇所を引用すると、次のようになる。

太平興国七年七月訳成ずる経、三卷。『聖仏母小字般若波羅蜜多経』一部一卷、（中略）、『大乘聖吉祥持世陀羅尼経』一部一卷、（中略）、『無能勝幡王如来莊嚴陀羅尼経』一部一卷、（中略）、右経三部三卷、並べて中天竺の梵本より出づる所なり。沙門常謹、法進は筆受兼綴文なり、光祿卿湯悅、兵部員外郎張洎は潤文なり、殿直劉素は其の経を訳するを監す。

是の月十二日、表を具して上進す、其の詞に曰く、臣天息災等言く、臣等承明の詔して梵文を訳せしむるを奉ず。（中略）上進し以て聞せしむ。

太宗禁中に留る。翌日、詔す、左右街僧司をして京城の義学僧一百人を選ばしめ、共に詳定を加えしむ。是に於

いて、左街僧録の神曜等、及び諸もろの義学僧、咸な以爲らく訳場久しく廢し、伝演すること至難なりと。單重の梵章を講求し、三五の法印を研覈す。時に義学の僧、所訳の経を執るに、天息災等其の梵本を持し、華梵対訳すれば、義理昭然たり。是れに由り、神曜等及び義学の僧百人、表を列し上言して称うるに、今の翻ずる所は古訳と合に続くべしと。詔を下し入蔵し流行せしむ。

（中華蔵北京版七三、四一五a）
左右街僧録（『大中祥符法宝録』では左街僧録）の神曜の経歴等に関しては未詳。

〈大澤〉

〔209〕

〈原文〉

十四日、帝臨幸、召訳僧坐、慰諭、給臥具・幕・繪綵・什器等物、悉度其院童行十人為僧、増修仏殿経蔵。自是尽取禁中所蔵梵夾、令天息災等視蔵録所未載者翻訳之。

〈訓読〉

十四日、帝臨幸し、訳僧を召して坐せしめ、慰諭し、臥具・幕・繪綵・什器等の物を給い、悉く其の院の童行十人を度して僧と爲し、仏殿、経蔵を増修す。是れより尽く禁中に蔵せらるる梵夾を取り、天息災等をして蔵録の未だ載せざる所の

者を視し之を翻訳せしむ。

〔解説〕

前項〔208〕の内容を受け、訳経事業の視察のため太宗が訳経院に行幸したという記録。

(太平興国七年七月)一四日、太宗は訳経院に行幸し、訳僧を召して接見して功を勞い、臥具・幕・繪綵・什器等の物品を給い、その院の童行一〇人を度して僧となし、仏殿と経藏を増修した。また、禁中所藏の梵文經典をすべて取り出し、天息災等に大藏経目録未載の經典を点検させ、翻訳させた。繪綵とは彩色の施された絹織物のこと。

右について、『大中祥符法宝録』卷三、『仏祖統紀』卷四三、『統資治通鑑長編』卷二二に相当する記事を載せる。『大中祥符法宝録』卷三は本項の内容を詳記している。

是の月十有四日、太宗皇帝、訳筵に臨幸し、親ら慰諭することを加う。天息災等に坐すことを命じ、茶を賜い、仍お縑帛及び受用物等を出し之を面賜す。

又た詔して、本院の童行一人を度して僧と為す。仍お使臣に命じ院の東西の堂を以て各おの殿宇を建て、東に仏像を安じ、西に経藏を置かしむ。詔して、梵夾の凡べての経律論を徧閱せしめ、今の大藏目録を取り校定し、其の未だ有らざる者は翻訳し以て進せしめ、已に有る者は更に重訳せず。仍お尽く禁中の所有る梵夾を以て院に

付す。天息災等即ち梵夾を以て経律論及び密教讚頌等を編列し次第に翻訳す。(中華藏北京版七三、四一六b)

この記事によって訳経院の増修の詳細等が知られる。これによれば、東西に殿宇を建設し、東は仏殿、西は経藏としたとわかる。『仏祖統紀』卷四三(大正藏四九、三九八b)と『統資治通鑑長編』卷二二(中華書局本、第三冊、五二四頁)の記事は『宋会要』とほぼ同様である。

〔大澤〕

〔210〕

〔原文〕

十二月、詔、選梵学沙門一人為筆受、義学沙門十人為証義、又賜大藏経以備撰閱。自是每歲再三献新経。後每誕聖節、五月一日即献経、皆召坐、賜縑帛、以其経付藏。

〔訓読〕

十二月、詔す、梵学の沙門一人を選び筆受と為し、義学の沙門十人を証義と為し、又大藏経を賜い以て撰閱に備う。是れより毎歲再三に新経を献ず。後、誕聖節と五月一日ごとに即ち経を献ずるに、皆な召して坐せしめ、縑帛を賜い、其の経を以て藏に付せしむ。

〔解説〕

太平興国七年、訳経院に新たに筆受と証義の僧を任命し、

大蔵経を訳経院に賜ったという記録。訳経事業をさらに発展させ、誕生聖節や五月一日に献上させるなど、形式も整っていったことを看取することができる。

一二月、梵学沙門一人を筆受とし、義学の沙門一〇人を証義とし、さらに大蔵経を訳経院に賜い、訳経の参考とした。この後、毎年何度も新たな翻訳経典を献じたが、後には誕生聖節と五月一日ごとに経を献上し、訳経僧を召して同座させ、金銭や絹を賜い、また新訳の経典を大蔵経に入蔵させた。

皇帝の誕生日である誕生聖節とともに特記される「五月一日」の含意については定かではないが、『東京夢華録』は五月一日より端午節の準備が始まることを記し、また、『宋史』巻一一六「礼一九」では「大朝会、宋は前代の制を承け、元日、五月朔、冬至を以て、大朝会の礼を行す」（中華書局本、第九冊、二七四三頁）と、諸侯群臣が一堂に集まる大朝会の儀礼が元日と冬至とともに五月一日に行つたことを記す。

『大中祥符法宝録』の当該部分には、この時任命された筆受僧一人や証義僧一〇人の名が記される。これらの名は『宋会要』には出ない。

又た詔す、鳳翔の梵学沙門建盛を筆受到て、京師の義学沙門慧達、可瓌、善祐、法雲、智遜、惠温、守巒、道真、眞顛、慧超等十人を証義に充つ。是れより、釈門の選にあたりては威な訳筵を重んじてす。俄に又た大蔵経

を賜い、以て名題を檢閲するに備う。

（中華蔵北京版七三、四六一b）
文中の鳳翔はいまの陝西省西部に位置する。この時筆受に任命された沙門建盛については、『仏祖統紀』卷四三に開宝四年（九七〇）のこととして次の記載がある。

沙門建盛、西竺より還り、闕に詣で貝葉の梵経を進む。梵僧の曼殊室利と偕に來る。室利は中天竺の王子なり。詔して相国寺に館せしむ。律を持すること甚だ精にして、都人の施財すること屋に盈つるも、並べて用うる所なし。

（大正蔵四九、三九六a）
建盛については『大中祥符法宝録』には、太平興国八年七月訳成の『大方広総持宝光明経』では參詳として、同一〇月訳成の『守護大千国土経』及び『大力明王経』では筆受として名を連ねている。

義学僧の慧達、可瓌等一〇人の経歴等については未詳。

（大澤）

〔21〕

（原文）

八年十月、天息災等言、臣竊以、教法末流、^{東之}歷朝翻譯、宣伝仏語、并在梵僧、而方域遐阻、或梵僧不至、則訳場廢絶。望令兩街選童子五十人、令習梵字学。從之、命高品王文寿集京

城童行五百人、選得惟淨等十人。引見便坐、詔送院受学。

惟淨者、吳王李煜^(弟)第、從鑑^(孫)之子。性穎悟、口授梵章、即曉其義、遍識西域字。歳余、度為僧、手写梵經以獻。自後依法賢授学、為梵学筆受。賜紫衣、号光梵大師。大中祥符後、令同訳経、為試光祿卿。

〔訓説〕

八年十月、天息災等言く、臣、竊かに以みるに、教法東流するに、歴朝の翻訳、仏語を宣伝するは、并て梵僧に在るも、而るに方域は遐阻にして、或は梵僧至らざれば、則ち訳場は廃絶すべし。望むらくは両街をして童子五十人を選ばしめ、梵字の学を習わしめんことを。之に従い、高品の王文寿に命じて京城の童行五百人を集めしめ、選びて惟淨等十人を得。引見し便坐せしめ、詔して院に送り受学せしむ。

惟淨なる者は、吳王李煜の弟、從鑑の子なり。性は穎悟にして、梵章を口授すれば、即ち其の義を曉り、遍く西域の字を識る。歳余にして、度して僧と為り、手づから梵經を写し以て獻す。自後、法賢に依り授学し、梵学筆受と為る。紫衣を賜い、光梵大師と号す。大中祥符の後、令して同訳経とし、試光祿卿と為す。

〔解説〕

天息災等が童子に梵字学を習わせることを上奏し、惟淨等を得たという記事、及び惟淨の略伝。この記事に關しては、

前号(『宋会要』道釈部訓注(九)(197)に關連記事があり、惟淨についてもその解説文中でも触れたところである。

太平興国八年(九八三)一〇月、天息災等が次のように上奏した。「私どもが思うに、仏法の東伝の際、歴代王朝での仏典翻訳において梵語を述べ伝えるのは梵僧の役割でありましたが、「天竺から」中国への道のりは遠く、もし梵僧が来なければ、訳場は廃絶してしまうでしょう。両街に童子五十人を選ばしめ、梵字を学ばせてくださるよう望みます。」太宗はこれに従い、高品の王文寿に京城の童行五百人を集めさせ、惟淨等一〇人(この人数に關しては後述)を選び出した。太宗に臨座謁見し、詔して訳経院に送り勉強させた。

惟淨は、吳王(南唐後主)李煜の弟の從鑑の子である。生まれつき聡明で、梵文の文章を口述で伝えると、その意味を理解し、広く西域の字を理解した。一年余後、得度して僧となり、梵經を自ら書写して献上した。その後法賢について学び、梵学筆受となった。紫衣を賜い、光梵大師と号された。大中祥符年間後には同訳経の官につき、試光祿卿の階位を与えられた。

なお、一行目の「教法東流」について、後述の『大中祥符法宝録』では「教法東流」とつくるため、これに従った。また、惟淨の父で、李煜の弟である「從鑑」については、原文では「從鑑」とするが、史料にこのような人物は見えない。

〔197〕に見るように、楊曾文氏は李煜の弟で、中主李璟の九番目の子の李從謙としてゐるが（楊曾文「宋代的仏経翻訳」、楊曾文・方広鋤編『仏教与歴史文化』、宗教文化出版社、二〇〇一年、四四五頁）、『陸氏南唐書』列伝卷一五には「弟從鑑の子は祝髪して僧と為り、惟浄と名づく」（『四部叢刊統編』史部、伝二五、三丁表）との記載があり、從鑑の子が惟浄であると確認できる。李從鑑は李煜の弟で、李璟の八番目の子である。本項では『陸氏南唐書』の記述に従い、「從鑑」と改めた。

本文中の「令同訳経」とは、「梵僧と）同に訳経せしむ」とも読めるが、本文では「同訳経」を僧官名として取った。官名としての「同訳経」は詳しくは「西天同訳経三蔵」といい、「西天訳経三蔵」に次ぐ位という。（〔125〕参照）

「高品」とは宋代においては宦官の官職名である。王文寿は、『宋史』卷四六六（中華書局本、第三九冊、一三六〇三頁）において、同じく宦官であり、四川での李順の反乱の平定のため防御使となった王繼恩の部下として名を出す。これによれば、王文寿は反乱平定のため三千の兵を率い四川の遂州に赴いたところ、その横暴な振る舞いから兵士の恨みを買ひ、部下に殺されたという。

なお、本項と同様の記事が『仏祖統紀』卷四三や『大中祥符法宝録』卷三にある。ちなみに『大中祥符法宝録』卷三で

は次のように記載され、『宋会要』と文字の上で多少の差異が存する。

天息災、因に奏して曰く、臣等竊かに見るに、教法東流し、歴朝の翻訳、仏語を宣伝するは、首は梵僧に在り、其れ天竺中華の方域は懸阻なるが如く、或は梵僧に闕有るに遇わば、則ち翻訳の復び停まることを慮る。臣等欲し乞うに、両街僧司に下して諸寺院の童子五十人を選ばしめ、訳経院に就かせ、先には梵字を攻習せしめ、後には梵義を精窮せしめん。貴なる所、梵字を成就し、翻宣するを継続せんと。上、之を可とし、乃ち詔して、殿頭高品の王文寿をして左右街僧司に於いて京城の出家の童子五百人を集めしめ、以て之を選ぶに、惟浄等五十人を得たり。是の月、左街僧録の神曜、惟浄等を引きて、崇政殿上に見せしめ、各おのに習う所の経文を誦えしむ。仍ち論して、以て勤習することを勵力し、用つて精選に副えしむ。即日並べて訳経院に送り受学せしむ。

（中華蔵北京版七三、四一八b）
また、『仏祖統紀』卷四三の当該記述は次の通りである。

天息災等言く、歴朝の翻訳は並べて梵僧を藉る。若し遇阻にして来らざれば、則ち訳経は廢絶すべし。両街をして童子五十人を選ばしめ、梵字を習学せしめんことを欲す。詔して令高品王文寿をして惟浄等十人を選ばしめ、

便殿にて引見す。詔して訳経院に送り受学せしむ。

ここで問題となるのが、それぞれの文献における童子の選抜人数の差異である。『宋会要』では天息災が童子五〇人を選抜すること進言し、童行五〇〇人から一〇人を選抜し学ばせたという。『仏祖統紀』では五〇〇人という記述はないが、その他は『宋会要』と同様である。一方、『大中祥符法宝録』では、天息災が五〇人を選抜することを上言し五〇〇人から五〇人を選抜したという。さらに北宋の文人である夏竦(九八五—一〇五二)の『伝法院碑銘』(『文莊集』巻二六、『四庫全書珍本』二四七所収、夏竦については〔246〕)、『伝法院碑銘』については〔250〕を参照)には、「詔して京寺の童子を択ばしむるに、惟浄等五十人を得、梵学を肆なわしむ」とあり、ここでも五〇人を選ばせ梵学を学ばせたとある。①同時代的な資料である『大中祥符法宝録』や『伝法院碑銘』が選抜された童子の人数を五〇人としていること、②五〇人という要求から一〇人に人員を限定したとの理由が『宋会要』等に述べられないこと。以上二点から、選抜された童子の人数は五〇人である可能性が高い。それでは、『宋会要』や『仏祖統紀』の「詔して令高品王文寿をして惟浄等十人を選ばしむ」という記載と他資料記載の「五〇人」という人数の齟齬はどのように解釈すればよいだろうか。本項の本文は「選得・惟浄等十人、引見便坐」と読むのが自然であるが、もしこれ

を「選得・惟浄等、十人・引見・便坐」と解釈し、「一〇人」を童子を代表して太宗に謁見した人数と解釈すれば、これらの人数の差異の問題は解消する。この点に関しては後考を俟ちたい。

〔大澤〕

〔21〕

〔原文〕

是年、詔改訳経院為伝法院、又置印経院。

〔訓読〕

是の年、詔して、訳経院を改め伝法院と為し、又た印経院を置く。

〔解説〕

太平興国八年(九八三)、訳経院の名称を伝法院と改め、また、印経院を設置した。印経院とはその名の通り経典を印刷する寺院である。

中国最初の刊本大蔵経である『開宝蔵』はこの印経院で印刷された。この間の経緯を『仏祖統紀』巻四三から抜粋すると次のようになる。

(開宝四年)高品の張從信に勅して益州に往き大蔵経の板を雕せしむ。
(大正蔵四九、三九六a)

(太平興国八年)詔す、訳経院に賜いて伝法と名づけ、

西偏に印経院を建つ。(今の臨安の伝法院は、即ち東都の訳経院なり。今は但だ入内道場の法事を供奉するのみ。)○成都、先に太祖の勅を奉じ、大蔵経を造る、板成れば進上す。
(同右、三九八c)

『開宝蔵』は開宝四年(九七二)に太祖の命により成都で刻板が開始され、一二年の歳月を経て刻板が完成し、本項詔勅と同じ年に献上された。

印経院の設置の背景には、同年に進上された『開宝蔵』の影響もあったと考えるのが妥当と思われるが、その他に、天息災等の訳経事業も大いに影響したと考えられる。それは、『仏祖統紀』の記述からわかるように訳経院の隣に印経院を建てたことや、(208)や(213)等においてたびたび新訳の經典の刊行を命じていることから知られる。また、『仏祖統紀』の注は、南宋臨安にも「伝法院」として遷されたが、ここでは訳経はされていなかったことを指摘する(これに関しては(264)も参照されたい)。ちなみに、印経院は熙寧四年(二〇七一)に廃止された(258)参照)。

なお、『統資治通鑑長編』卷二四には、『宋会要』と同様に伝法と賜額したという記事はあるが、印経院についての記載はない。
是の歳、訳経院に額を賜い、伝法と曰う。

(中華書局本、第三冊、五六六頁)

『宋会要』道釈部訓注(二〇)(永井)

〔大澤〕

〔213〕
〔原文〕
雍熙元年九月、詔自今新訳経論、並刊板摹印、以広流布。

〔訓読〕

雍熙元年九月、詔す、今より新訳経論は、並べて刊板摹印し、以て広く流布せしむべし。

〔解説〕

雍熙元年(九八四)九月、新訳経典はすべて刻板印刷し、広く流布させよという詔勅。本項では雍熙元年の詔勅とするが、雍熙元年は十一月に改元されており、九八四年を意味するとすれば九月は太平興国九年である。『仏祖統紀』卷四三では雍熙二年(九八五)の条に同内容の記述をする(大正蔵四九、三九九c)ため、『宋会要』との間には年代の齟齬があり、本詔勅が何年に出されたものかは検討を要する。なお、この詔勅は〔212〕の印経院設置の詔勅とも密接に関係していると思われる。

〔大澤〕

〔214〕

〔原文〕

二年、帝覽所訳経、詔宰相曰、訳経辞義円好、天息災等三人及此地数僧皆深通梵学、得翻伝之体。遂詔、天息災、法天、施護並朝散大夫、試鴻臚少卿。又詔、訳経月給酥酪錢有差。

〔訓読〕

二年、帝、所訳の経を覽、宰相に詔して曰く、訳経の辞義円かに好し、天息災等三人、及び此の地の数僧は皆な深く梵学に通じ、翻伝の体を得たり。遂に詔す、天息災、法天、施護並べて朝散大夫、試鴻臚少卿とす。又た詔す、経を訳するに月づき酥酪錢を給すも差有り。

〔解説〕

雍熙二年(九八五)、太宗は訳された所の經典をご覧になられてから宰相に、「翻訳された経の文章の形式や内容は、完全で大変素晴らしい。梵僧である天息災ら三人と中国の幾人かの梵僧は皆な梵学に深く通じているので、このような素晴らしい翻訳の經典になったのだ」と言われた。

そこで天息災、法天、施護の三人を試鴻臚少卿という官職に付け、朝散大夫という身分を与えるとの詔が出された。また訳経僧には月々に酥酪錢が給付されたが、金額には差が見られた。

なお朝散大夫は従五位下の位である。また鴻臚少卿とは鴻臚卿の次官にあたる。鴻臚卿は外交使節・異民族の接待にあたる役職で、九寺の一つである。九寺には太常寺、光祿寺、

衛尉寺、宗正寺、太僕寺、大理寺、鴻臚寺、司農寺、太府寺があり、中央政府の九つの事務執行機関のことである。

この項と同じ記述は『仏祖統紀』巻四三にも見られる。

二年、上、新訳の経を覽られ、宰臣に謂て曰く、天息災等は翻訳の体を妙得す。乃ち詔す、天息災は朝散大夫、試光祿卿に除し、法天・施護は並て朝奉大夫、試鴻臚卿に除し、法天は法賢と改名す。並びに月づきに酥酪錢を給するも差有り。 (大正蔵四九、三九九c)

なおこれによれば、法天が法賢と改名した事になっているが、『大中祥符法宝録』巻六には、「詔天息災改名法賢」(中華蔵北京版七三、四三五a)とあり、天息災が法賢という名を賜つて改名した事になっている。

このように『仏祖統紀』には「法天改名法賢」、『大中祥符法宝録』には「天息災改名法賢」と記されていることから、法賢は法天なのか天息災かが問題とされている。この問題はすでに色々と検討されており、たとえば柴田泰「法天改名法賢説について」(『宗教研究』三九―二、一九六五年)では、法賢・法天・天息災三者の訳経形態を取りあげ、その特徴を比較検討した結果、「法天改名法賢」と伝える『仏祖統紀』の記述は誤りであり、「天息災改名法賢」説の方が妥当であると結論付けている。『宋会要』でも本稿の〔215〕及び〔217〕でも述べるように「天息災改名法賢」と記録される。

〔215〕

〔原文〕

法賢、年十二依本国密林寺達声明学、従父兄施護亦出家。法賢語之曰、古聖賢師皆訳梵從華、而作仏事。即相与従北天竺国諸中国、至燉煌。其王固留不遣数月、因棄錫杖瓶盂、惟持梵夾以至、仍号明教大師。

〔訓読〕

法賢、年十二にして本国密林寺に依り声明の学に達し、従父兄の施護も亦た出家す。法賢之に語りて曰く、古の聖賢師は皆な梵を華に訳して仏事と作す。即ち相い与に北天竺国より中国に詣り、燉煌に至る。其の王固く留めて数ヶ月遣らず、因みに錫杖瓶盂を棄て、惟だ梵夾のみ持し以て至る、仍つて明教大師と号せしむ。

〔解説〕

法賢は、一二歳で本国の密林寺で声明の学を体得し、従兄弟の施護もまた出家した。法賢は施護に対して「昔の智慧が深く徳の高い人は皆、梵語の経典を中国語に訳することを仏道修行としていた」と語った。その後二人で北天竺国から中国へ向かうことにしたが、途中の敦煌で数ヶ月間引き留められた。

そこで二人は持参していた錫杖と鉢すら棄て、梵夾だけを持参して敦煌を脱出してきたので、法賢に明教大師号が贈られたのである。因みに梵夾とは多羅葉に記した教典で、それを重ね、版木で両端をはさみ、縄でこれを結び、あたかも箱に入れたように見えることから、この名がある。

なお法賢が声明の学を体得した密林寺に関しては、『釈氏稽古略』巻四に次のような記述が見られる。

西天中印度惹蘭陀羅国密林寺の天息災三蔵、法天、施護一等と大乘莊嚴宝王経を訳し、帝、大宋新訳三蔵聖教序を製す。(大正蔵四九、八六一b)

『釈氏稽古略』巻四によれば、密林寺の天息災が法天や施護らと『大乘莊嚴宝王経』を訳したとあり、本項の密林寺の法賢とは、『釈氏稽古略』巻四による密林寺の天息災と同一人物と窺える。この事からも法賢は天息災が改名したものである。従つてこの項は前項に続いて天息災に関する記述であるとみてよい。

〔216〕

〔原文〕

三年十月戊午、御製新訳三蔵聖教序以冠経首。令刊石御書院、真廟。祇遙先訓。

〔訓読〕

〔雍熙〕三年十月戊午、新訳三蔵聖教序を御製し以て経の首に冠す。令して石に刊み御書院、真廟におかしむ。先訓を祇適するなり。

〔解説〕

雍熙三年(九八六)一〇月一日、太宗自ら作成した『新訳三蔵聖教序』を新訳仏典の首に冠し、それを石版に彫り御書院と真廟におくこととなった。これは太宗が先の皇帝(太祖)の遺訓を謹んで受て行ったものである。これと同じ内容の記事は『仏祖統紀』卷四三にも見られる。

〔雍熙〕三年、詔して天下の係帳童行並べて剃度を与えせしめ、今後自ら読経三百紙に及び、所業精熟なる者は、方めて係帳することを許す。詔して御製三蔵聖教序を以て天息災等に賜い、令して新訳経の首に冠せしむ。

(大正蔵四九、四〇〇a)

また、「伝法院碑銘」にもこの項と関連する記事が見られる。

〔五十嵐〕

〔217〕

〔原文〕

雍熙四年、詔改名法賢、累加試光祿卿、朝奉大夫。

〔訓読〕

雍熙四年、詔して名を法賢と改めしめ、累ねて試光祿卿、朝奉大夫を加う。

〔解説〕

雍熙四年(九八七)、天息災は法賢と名を改め、試鴻臚少卿、朝散大夫から試光祿卿、朝奉大夫に昇進した。光祿卿は宮中の諸事を掌る役職である。「天息災改名法賢」については〔214〕を参照。

〔五十嵐〕

〔218〕

〔原文〕

咸平二年、繼作聖教序賜之。

〔訓読〕

咸平二年、繼作聖教序もて之に賜わる。

〔解説〕

太宗の『聖教序』に繼いで、真宗も新訳仏典の巻首に『繼作聖教序』を冠することになり、伝法院に賜った。『大中祥符法宝録』卷一一によれば、『繼作聖教序』が作成されたのは法賢等の要請に基づくものであることがわかる。

聖教序の文を御製し、以て先聖の述作を繼ぎ、新訳諸経の首に冠するを請う。臣法賢等無任にして虔祈激切の至

り、謹みて表を具して請を陳べ以聞す。二年秋、上、中使趙誠信を遣りて、繼作聖教序〔文は東土聖賢集に具さなり〕を齎し賜る。翌日謝を奉表して云く、臣法賢等言く、臣等今月二十二日入内し、内侍高班趙誠信より聖旨を奉伝さる。法賢曾て表章を上まつり、朕の聖教序を製するを乞うも、諒陰の内に屬するをもつて、抽毫暇なし、近ごろ禪服已に除き方始めて思いを構す。今法賢等に繼作聖教序一首を賜わる。睿律祇園に敷き、宸章海藏に燭し、空門は聳えて觀え、釈部は暉やきを生じ、凡て含靈に在りては、同じく激しく抃つことを増す。

〔中華蔵北京版七三、四六四b〕

すなわち法賢等が太宗の『聖教序』に繼いで真宗の『聖教序』を新訳仏典の卷首に冠したいと上奏した。その結果、咸平二年（九九九）の秋に賜ることができた。法賢が入内し内侍高班趙誠信からその旨を伝えられたのは「今月二十二日」とあるが、王応麟『玉海』卷一六八によれば、それは七月二二日であることがわかる。

先訓を祇適し、咸平二年七月壬寅、繼作聖教序之に賜う。〔合璧本玉海〕、大化書局、一九七七年、第六冊、三一七九頁）

なお、この真宗の『聖教序』は太宗の『聖教序』に繼いで作られたので『繼作聖教序』と呼ばれており、この項に関連し

て本稿〔235〕を参照されたい。

〔五十嵐〕

〔219〕

〔原文〕

咸平三年八月卒、諡慧辯。

〔訓読〕

咸平三年八月に卒す、慧辯と諡す。

〔解説〕

咸平三年（一〇〇〇）八月、法賢が亡くなり慧辯という諡号を賜った。

『宋会要』によるこれまでの法賢に関する記述を纏めると、天息災改め法賢（？—一〇〇〇）は北天竺迦湿弥羅国の人。後に中天竺惹蘭陀羅国密林寺に住し、次いで太平興国五年に施護と共に汴京に至る。太宗に謁して紫衣を賜い、同七年六月に太平興国寺に訳経院が完成すると、法天・施護と共に入院して翻經に従事し、明教大師の号を賜る。雍熙二年に法天・施護と共に朝散大夫、試鴻臚少卿を加えられる。雍熙四年、詔を蒙りて法賢と名を改め、朝奉大夫、試光祿卿を授けられる。咸平二年には法賢の要請により『繼作聖教序』が作成された。咸平三年八月に亡くなり慧辯の諡号を賜る。

〔五十嵐〕

〔220〕

〔原文〕

法天、初名達理摩犖義多、後改今名。累試鴻臚卿、朝奉大夫、
軹光祿卿。咸平四年五月卒、諡玄覺。

〔訓読〕

法天、初め達理摩犖義多と名のり、後に今の名に改む。試鴻
臚卿、朝奉大夫に累ねて、光祿卿に軹す。咸平四年五月に卒
す、玄覺と諡す。

〔解説〕

法天(？—一〇〇一)は中天竺摩陀伽国の僧で名前は達理
摩犖義多であったが、後に法天と改名した。本稿の〔204〕に
よれば、開宝七年に梵夾を齋て汴京に至り、河中府にて梵学
僧法進と共に、『大乘聖無量寿決定光明王如来陀羅尼經』と
『最勝仏頂陀羅尼經』と『七仏讚頌陀伽』各三卷を訳し、知
鄭州王龜従を通じて太宗に上奏したところ紫衣を賜った。ま
た〔207〕によれば太平興国七年六月に訳経院が成ると、天息
災、施護と共に入院し、伝教大師の号を賜った。〔214〕によ
れば雍熙二年、天息災、法天と共に朝散大夫、試鴻臚少卿を
加えられ、さらに試鴻臚卿、朝奉大夫へと昇進し、光祿卿に
軹じた。咸平四年五月に亡くなり、玄覺と諡号を賜る。

〔五十嵐〕

〔221〕

〔原文〕

施護、十五依帝釈宮寺僧悲賢、学五天真草、及師子、于闐、
三仏斉、闍婆文字、累加試鴻臚卿、朝奉大夫、又試光祿卿。

〔訓読〕

施護、十五にして帝釈宮寺僧悲賢に依り、五天の真草、及び
師子、于闐、三仏斉、闍婆の文字を学び、累ねて試鴻臚卿、
朝奉大夫、又た試光祿卿を加う。

〔解説〕

本稿の〔206〕によれば施護は烏填曩国の人で、一五歳の時
に帝釈宮寺の僧悲賢について、五天竺(インド)の文字と、
師子国、于闐国、三仏斉国、闍婆国の文字を学んだ。訳経の
功績により試鴻臚少卿、朝散大夫から試鴻臚卿、朝奉大夫へ
と昇進し、さらに試光祿卿となった。

獅子国はインドの南の錫崙島の古称であり、于闐国は西域
のホータン地方にあたり、闍婆国はインドネシアに属する巴
ジャワ島である。三仏斉国はスマトラ島の東南岸にあたる巴
鄰旁(今の南スマトラ州の州都)である。

〔五十嵐〕

〔222〕

〔原文〕

祥符三年九月、天竺僧覚（稱次カ）猷讚聖序。

〔訓読〕

〔大中〕 祥符三年九月、天竺僧覚稱、讚聖序を獻す。

〔解説〕

本稿の〔238〕および『玉海』卷一六八により「覚」に「稱」を補って覚稱とした。大中祥符三年（二〇一〇）九月、インド僧覚稱が『讚聖序』を皇帝に献上した。また〔238〕と『玉海』卷一六八（『合璧本玉海』、同上）では、『讚聖序』が『讚聖頌』となっている。

〔五十嵐〕

〔223〕

〔原文〕

六年八月、参政趙安仁等、纂集新經並所降制詔。賜名祥符法宝録。丁亥、御製賜。

〔訓読〕

〔大中祥符〕 六年八月、参政の趙安仁等、新經並びに降す所の制詔を纂集す。賜わりて祥符法宝録と名づく。丁亥、御製し賜わる。

〔解説〕

大中祥符六年（二〇一三）八月、参知政事の趙安仁らが新

『宋会要』道釈部訓注（二〇）（永井）

經と詔勅を集め目錄を編纂したところ、皇帝から『大中祥符法宝録』という書名を賜ることになった。ついで八月二八日には御製の序を賜ることになったのである。大中祥符六年八月朔日は庚申にあたることから丁亥は二八日とした。

本項と同じ内容の記述が〔239〕にも見られ、さらに『仏祖統紀』卷四四にも同じ記事が見られる。

八月、兵部侍郎詔經潤文官趙安仁、詔を奉じて大藏經を編修す。録成なりて凡べて二十一卷、大中祥符法宝録の名を賜う。仍お御製の序を賜りて云く、太平興國より以來訳成りし經律論凡そ四百十三卷なり。秘書監楊億、光梵大師惟淨等編次す。又た両朝の御製仏乘文集を以て大藏に編入せんことを請う。詔を下し褒め許す。

〔大正藏四九、四〇四c〕

『大中祥符法宝録』二二卷は真宗の勅により、趙安仁、楊億、僧惟淨らが大中祥符四年（二〇一一）十一月に編纂に着手して、大中祥符八年（二〇一五）に七月に本録二一巻総録一卷を完成し、同一〇月に真宗に上進されたものである。なお楊億は大中祥符元年（一〇〇八）に完成した『景德伝灯録』三〇巻の序文を撰したことで知られており、また大中祥符四年に『景德伝灯録』が入蔵することに關しても深くかわつた人物である。因みに楊億が編纂に關つた『大中祥符法宝録』卷二〇には、『景德伝灯録』入蔵に關する詳細な記述が

ある。

『景德伝灯録』の入蔵をめぐることは椎名宏雄「宋元版禅籍研究(八)」(『印度学仏教学研究』三五―二)に詳しい報告がある。

參知政事の趙安仁(九五八―一〇一八)について『宋史』卷二八七によれば、河南省洛陽の人で、字を榮道といい、能書家であった。雍熙二年(九八五)進士に合格し、梓州樞塩院判官に補される。景德元年(一〇〇四)工部員外郎、翰林学士に就く。景德三年(一〇〇六)右諫議大夫・參知政事に就く。大中祥符元年(一〇〇八)には天書が降る瑞祥があらわれたので泰山で封禪の儀式が行われたが、その際、王欽若と並んで泰山経制度置使を拜命している。天禧二年(一〇一八)御史中丞となるが、五月に急な病により卒す。朝廷から吏部尚書が贈られ、諡号として文定を賜った。

なお夏竦が訳経事業に功績のあった先人の顕彰ために勅により、景祐二年(一〇三五)に著した「伝法院碑銘」の中で、訳経に貢献した一〇名の官人(宋綬、王曙、張洎、趙安仁、楊礪、晁迥、李維、朱昂、梁周翰、楊億)の中に趙安仁も名を連ね、儒教とともに仏教に通じていたことを伝えている。

〈五十嵐〉

〈原文〉

八年閏六月甲辰、出太宗御製妙覺集五卷、付院入蔵。

〈訓読〉

(大中祥符) 八年閏六月甲辰、太宗御製の妙覺集五卷を出し、院に付して入蔵せしむ。

〈解説〉

大中祥符八年(一〇一五)閏六月二六日に、太宗皇帝が作成された『妙覺集』五卷が伝法院に付せられて入蔵した。

この項と同じ記事が『仏祖統紀』卷四四にも見られる。

詔す、太宗御製の妙覺集五卷を以て、伝法院に付し大蔵に編入せしむ。(大正蔵四九、四〇五b)

なお佐藤成順『宋代仏教史の研究』(山喜房仏書林、二〇一二年)は『大中祥符法宝録』卷一八には、太宗の御製仏書の八部六二卷とその他、散在していた太宗御製の『別種釈門文字』を真宗朝になって編集した『妙覺集』五卷があり、次のような構成となっている。

第一卷 歌行 一首

第二卷 古調詩 四言一首、三言一首、七言一首、一言至十言一首

第三卷 五言詩 一九首

第四卷 七言詩 一六首

第五卷 序二首

なお、本項と同じ記述が〔240〕にも見られる。

〔五十嵐〕

〔226〕

〔原文〕

後又有法護者、与法賢同国人。依中天竺摩伽陀国堅固鎧宮寺、解八転音。年二十五至京師、賜方袍。景德三年、詔參証梵文、号伝梵大師、累試光祿卿。

〔225〕

〔原文〕
天禧二年正月卒、諡明悟。

〔訓読〕

天禧二年正月に卒す、明悟と諡す。

〔解説〕

天禧二年（一〇一八）一月に、施護が亡くなり明悟という諡号を賜った。

本稿の〔206〕〔207〕〔214〕〔221〕より、施護（？—一〇一八）

は烏填曩国の人。一五歳の時、帝釈宮寺の僧悲賢について五天竺（インド）の文字、及び師子、于闐、三仏斎、闍婆の文字を修得する。太平興国五年に天息災と共に汴京に至る。太宗に拝謁して紫衣を賜い、同七年六月に訳経院が完成すると、天息災、法天と共に入院し、翻経に従事し、顕教大師の号を賜る。雍熙二年に天息災と共に朝散大夫、試鴻臚少卿を加えられ、さらに試光祿卿へと昇進した。天禧二年正月に亡くなり明悟の諡号を賜る。

〔五十嵐〕

〔訓読〕

後に又た法護なる者あり、法賢と同国人なり。中天竺摩伽陀国の堅固鎧宮寺により、八転音を解す。年二十五にして京師に至り、方袍を賜う。景德三年、詔す、証梵文に參じ、伝梵大師と号せしめ、累ねて試光祿卿となす。

〔解説〕

法護は法賢と同国（北天竺迦湿弥羅国）の人である。中天竺摩伽陀国堅固鎧宮寺で、サンスクリット語の名詞や形容詞などが格の変化により語尾が八種類にも変化する八転音（八転声のことであろう）について学び修得し、二五歳の時に中国の京師に来て袈裟を賜った。

その後、景德三年（一〇〇六）に法護を証梵文に參じ、伝梵大師号を下賜し、試光祿卿に昇進させる詔が出された。ただ法護が伝梵大師号を賜ったのは、『大中祥符法宝録』巻一五によれば、景德四年（一〇〇七）十一月となっている。

なお法護については『大中祥符法宝録』巻一五に次のような記述がある。

北天竺の沙門法護と京の太平興国寺の沙門惟浄に詔して、同訳経文となさしむ。法護は華言にて、梵には達里摩波羅本と云う。北天竺迦湿弥羅国の人、婆羅門の族なり。姓は僑尸迦植。性は簡易、風骨は俊爽。幼きより志尚を懐き、卓然として群せず。未だ出家せざるの日、四圍陀典及び諸記論を習う。後に中天竺摩伽陀国堅固鎧宮寺に詣き、沙門蘇誡多室利波羅、華言に、善逝吉祥護に依り出家す。年満ちて受具し、沙門希有乘、沙門妙意尊、沙門布施鎧に依り、受学阿闍梨と為る。毗尼藏を習い、深閑として持犯す。声明の論を伝え、字源を洞究し、八転の音に通じ、三乗の学を融ず。後に又た名師を詢訪し、大乘の経論を伝受し、筆札偈句に以至りては尤も精鍊する所なり。年二十五にして法門の兄、覚吉祥智と志を發し、侶を結びて京師に来詣す。冒險し疲を忘ること数年して而至る。梵経を以て献を為せば、上、召見して紫衣と束帛を賜い、皇建院に館せしむ。景德三年十一月、詔して証梵文に參せしむ。四年十一月、賜いて伝梵大師と号せしむ。(中華藏北京版七三、四九七c)

法護については本稿の〔236〕と〔257〕にも記述が見られる。以上のことから法護について纏めると、法護(？—一〇五八)は梵語では達里摩波羅本、天息災と同じ北天竺迦湿弥羅国の人。姓は僑尸迦、婆羅門族である。幼くして四圍陀典及び諸

記論を習い、後に中天竺摩伽陀国堅固鎧宮寺で沙門蘇誡多室利波羅について出家し、受具し、八転声を修得する。二五歳の時に法門の兄である覚吉祥智と共に京師に至り、梵経を獻じて紫衣を賜う。景德三年一月に証梵文、四年一月には伝梵大師の号を賜り、試光禄卿を加えられる。大中祥符八年には朝散大夫、試鴻臚少卿を加えられる。天禧二年訳経三藏に、四年には試鴻臚卿に進む。至和元年普明慈覚伝梵大師の号を賜る。嘉祐三年に亡くなる、年九〇余。演教三藏の諡号を賜る。

〈五十嵐〉

〔227〕

〈原文〉

法進者、学梵書、達梵義、博究教典。綴文婉約、得古経格致。今翻釈儀範儀カ自其著定也。

〈訓読〉

法進は、梵書を学び、梵義に達し、博く教典を究む。綴文は婉約にして、古経の格致を得たり。今の翻訳の儀範、其の著により定む。

〈解説〉

法進は梵書を学び梵語の意義の解釈に優れており、教典をひろく究めた。法進の訳した文章は美しく無駄がなく、しか

も古い經典のおもむきも具えていた。現在の翻訳の基本は法進によって定まった。

法進については『宋高僧伝』卷三「唐京師满月伝」の末尾に次のような記述がある。

我が皇帝、大宝に臨みて五載に迫ぶに、河中府に顕密の教を伝うる沙門法進あり、西域三藏法天に請い、経を蒲津において訳さしむ。州府の官表もて進るに、上、覽て大いに悦び、各おのに紫衣を賜う。因て勅して訳経院を太平興国寺の西偏に造らしめ、続きて勅して天下の梵夾を搜購せしむ。梵僧法護、施護あり、共にその務に參ず。

(大正藏五〇、七二五a)

太宗の太平興国五年(九八〇)に、河中府(山西省)に顕教と密教に通じた法進という僧がいた。法進が西域三藏の法天に要請して、經典の翻訳を行い、それを州府の役人が皇帝に上進したところ、皇帝が大変悦ばれ紫衣を賜わった。またこれにより太平興国寺に訳経院を建てることになったのである。

法進が法天に協力して訳した經典は、本稿の〔204〕によれば、

開宝七年、知鄜州の王龜從、中天竺摩伽陀国の僧法天、河中府の梵学僧法進が訳する所の聖無量寿、尊勝二經、七仏讚を表上す。詔して法天等を闕に赴かしめ、召見し

『宋会要』道釈部訓注(二〇)(永井)

慰勞して紫衣を賜う。

とあり、『聖無量寿』、『尊勝』の二經と『七仏讚』であることがわかる。法進は『聖無量寿』等三部の經典を皇帝に上進し、首都開封に登り、皇帝の優遇を受け、〔206〕でも述べられているように訳経院が太平興国七年六月に完成した時には、梵学僧として訳経に従事することになったのである。

なお、〔204〕では『聖無量寿』等の訳経、上表の年次を「開宝七年」とするが、先に記した『宋高僧伝』卷三「唐京師满月伝」によれば太平興国五年とし、両書の間には六年の相違がある。この点に関して佐藤成順『宋代仏教史の研究』(一二二頁)の中で、大塚起弘「七寺一切経中の北宋新訳仏典」(『いとくら』五号、国際仏教学大学院、二〇〇九年一月)をもとに、

最近の研究によつて、法天訳『聖無量寿(王経)』は、河中府開元寺の梵学沙法進の協力で、「太平興国六年四月」に鄜州(陕西省中部)の龍興寺で訳出されたことが判明した。これにより『宋高僧伝』の「大宝の五載に臨む」がほぼ正しいことが明らかになった。

と記し、〔204〕の記述は誤りであると述べている。この点に関しては今後の検討課題である。

〈五十嵐〉

〔228〕

〔原文〕

其年、詔、応西天僧有精通梵語可助翻譯者、悉館於伝法院。自是梵僧至者、悉召見、賜以紫服、束帛。華僧自西域還者亦如之。又自天息災言、聞陝西諸州頗有僧俗收藏梵夾、望降詔購放、以資翻譯。從之。

〔訓読〕

其の年、詔す、応に西天僧の、梵語に精通して翻譯を助くるべき者有らば、悉く伝法院に館せしめよと。是れより梵僧の至る者あらば、悉く召見し、賜うるに紫服、束帛を以てす。華僧の西域より還る者あらば亦た之の如し。又天息災の、聞くに陝西諸州に頗る僧俗の梵夾を收藏するもの有り、望むらくは詔を降して購放し、以て翻譯に資せんとするにより、之に従う。

〔解説〕

雍熙二年(九八五)、「西天の僧で梵語に精通し、翻譯の助けになる僧がいた場合、全て伝法院に住まわせよ」という詔があった。これより、印度から来た僧は全て召見され、紫服・絹の束が与えられた。また、中国人の僧で西域から帰ってきた者もこれと同じ扱いをした。

さらに「陝西の諸州には多くの梵語の經典を收藏している僧俗がいるため、詔を降してこれを買ひ与え、翻譯の助けに

することを望む」という天息災からの進言があったため、これを採用した。「購放」について、『宋会要輯稿・蕃夷道釈』(二〇一〇年、四川大学出版社)及び『宋会要輯稿』(二〇一四年、上海古籍出版社)は、「放」を「訪」の誤りではないかと指摘している。ここでは原典を尊重し、「放」によって解釈した。なお「購訪」だと「買い求める」という意味になるだろうか。

なおここで言う「其の年」とは、『玉海』卷二六八の「(雍熙)二年、詔す、四天竺僧の梵語に精通する者あらば、悉く院に館せしめよ」(『合璧本玉海』、同上)を参考にして、雍熙二年と考える。

〔角田〕

〔229〕

〔原文〕

是年、義学沙門知則上新訳無量寿経疏、賜号演教大師。其後献新経者、僧司集義学僧詳定入蔵。

〔訓読〕

是の年、義学沙門知則、新訳無量寿経疏を上れば、号演教大師を賜う。其の後、新経を献ずる者あらば、僧司、義学僧を集めて詳定して入蔵せしむ。

〔解説〕

前項と同じ雍熙二年（九八五）、義学沙門の知則は『新訳無量寿経疏』を上進し、演教大師の号を賜った。これより後、新たに経が献じる者がいたら、僧司は義学僧を集めて具さに話し合つて入蔵させることとなつた。

知則が演教大師の号を賜つた記事は『仏祖統紀』卷四三にも見られるが、内容はこれと同一である。

また『新訳無量寿経疏』は、『仏祖統紀』卷四三には『聖無量寿経疏』とある。さらに『大中祥符法宝録』卷六には、知則が『大乘聖無量寿決定光明如来陀羅尼経』を含む二経一讃について、綴文に関わつたことが記されている。

〈角田〉

〔230〕

〈原文〉

十月、帝作新訳三蔵聖教序、賜訳僧。仍令、応新訳経、逐部之首、皆載之。又令刊石御書院。

〈訓読〉

十月、帝、新訳三蔵聖教序を作り、訳僧に賜う。仍りて令す、応に新訳の経の部ごとの首に皆な之を載すべし。又た石に刊み御書院におかしむ。

〈解説〉

雍熙三年（九八六）一〇月、太宗は新訳三蔵聖教序を作つ

『宋会要』道釈部訓注（二〇）（永井）

て訳僧に下賜し、次の命令を下した。一つは新たに訳した経典の一つ一つの冒頭に聖教序を載せること。その聖教序を石に刻んで御書院に置くこと。

聖教序を賜つた歳について、『続資治通鑑長編』卷二七（中華書局本、第三冊、六二四頁）によると、その歳は雍熙三年（九八六）であることがわかる。なお『玉海』卷一六八及び『仏祖統紀』卷四三も雍熙三年（九八六）とする。『隆興編年通論』は太平興国三年（九七八）とするが、ここでは『隆興編年通論』を誤りとして、雍熙三年とする。〔216〕参照。

〈角田〉

〔231〕

〈原文〉

淳化四年五月、詔、西面縁辺及黎、階、秦、広州、応梵僧自天竺来、及中国僧遊天竺還者、所齋梵経並先具奏聞、仍封題進上。

〈訓読〉

淳化四年五月、詔す、西面の縁辺及び黎、階、秦、広州にて、応に梵僧の天竺より来、及び中国僧の天竺に遊びて還る者あらば、齋す所の梵経は並て先に具さに奏聞し、仍りて封題して進上すべし。

〈解説〉

淳化四年(九九三)五月の詔勅。国境の西側、黎州(雲南省)、階州(甘肅省)、秦州(甘肅省)、広州(広東省)の各所において、印度から来た僧及び中国の僧で印度から帰ってきた僧がもたらした梵語の經典は、全て奏上した上で、封緘し表書を書いて進上せよというもの。

〈角田〉

〔232〕

〔原文〕

五年、詔、所訳經写二本、一編入大藏、一藏本院。

〔訓読〕

五年、詔す、訳する所の經は二本を写し、一は大藏に編入し、一は本院に藏せしめよ。

〔解説〕

淳化五年(九九四)の詔勅。翻訳した經典については二部ずつ書写し、一つは大藏經に入藏し、一つは伝法院に収めさせるものである。

〈角田〉

〔233〕

〔原文〕

是年、于闐僧吉祥献大乘秘藏經二卷、詔法賢等定其真偽。法

賢等言、吉祥所献經是于闐書体、經題是大乘方便門三摩題經、且非大乘秘藏經也。其經中文義無請問人及聽法徒衆非法印次第。前後六十五处文義不正、互相乖戾、非是梵文正本。帝召見法賢等及吉祥、論之曰、使邪偽得行、非所以崇正法也。宜令両街集義学沙門、将吉祥所献經、搜檢前後經本、对衆焚棄。從之。

〔訓読〕

是の年、于闐の僧吉祥、大乘秘藏經二卷を献じ、法賢等に詔して其の真偽を定めしむ。法賢等言く、吉祥の献ずる所の經は是れ于闐の書体にして、經題は是れ大乘方便門三摩題經、且つ大乘秘藏經には非ざるなり。其の經中の文義、請問の人及び聽法の徒衆無ければ、法印の次第に非ず。前後六十五处の文義正しからず、互いに相い乖戾すれば、是れ梵文の正本に非ずと。帝、法賢等及び吉祥を召見し、之を論して曰く、邪偽をして行い得せしめば、正法を崇うる所以に非ざるなり。宜しく両街に令して義学沙門を集めしめ、吉祥の献ずる所の經を將て、前後の經本を搜檢し、衆に對して焚棄せしめよと。之に從う。

〔解説〕

前項と同じく淳化五年、于闐の僧吉祥が『大乘秘藏經』二卷を献じた。これに對し、太宗は法賢等に命じて其の真偽を確かめさせた。法賢は「吉祥の献じた經典は于闐の書体であ

り、経題は『大乘方便門三摩題経』というもので、『大乘秘藏経』ではなかった。その経中の文体は、釈尊に質問した人及びその釈尊の説法を聞いた人がいるという決まった文体ではないため、この経は正しい仏法の経ではない。前後六五カ所の文義が正しくなく、相互に矛盾を生じるものであるため、これは梵文の正しい写本ではない。」と言った。太宗は法賢等と吉祥を呼び出し、彼らを論じて言った。「偽りの経典を使うということは、正しい仏法を崇めることではなくなる。両街（僧録司）に命じて義学沙門を集め、吉祥の献じた経を手がかりに前後の経本を探し出し、大衆の面前で全て焚棄させよ。」この通りに実行された。

これと同じ記事が『仏祖統紀』巻四三及び『補統高僧伝』巻一にもあるが、この中の一部は經典を『大乘祝藏経』としている違いがある。なお、『仏祖統紀』については明版は「祝藏経」とし、続藏版では「秘藏経」としているといった違いがある。

書物を焚棄するという行為は、偽経に対する太宗の厳しい措置とすることができよう。

〈角田〉

〔234〕

〈原文〉

『宋会要』道釈部訓注（二〇）（永井）

至道元年、沙州曹延祿乞賜新訳経、給之。

〈訓読〉

至道元年、沙州の曹延祿、新訳の経を賜うを乞い、之に給う。

〈解説〉

至道元年（九九五）、沙州の曹延祿は新訳の經典を下賜するようにお願いし、太宗はこれに下された。

沙州は現在の甘肅省敦煌県の周辺。曹延祿は帰義軍節度使として宋朝に朝貢した。河西回廊（現在の甘肅省周辺）は当時、曹氏が帰義軍節度使として支配する地域と李氏が定難軍節度使として支配する地域に分かれ、曹氏は瓜州・沙州（現在の敦煌周辺）を中心とした地域を支配していた。

〈角田〉

〔235〕

〈原文〉

真宗咸平二年、真宗以繼作聖教序賜伝法院。帝曰、法賢多上表章、乞製序引、属諒陰之内、不欲措意。禪服已除、近方搆思、乞時賜也。初刻石御書院、法賢等累表求降付院、与太宗聖教序对。三年九月始得請、備威儀迎導以帰、令於便殿安置。又有僧可升、献注解序、对便殿、賜束帛。

〈訓読〉

真宗咸平二年、真宗、繼作聖教序を以て伝法院に賜う。帝曰

く、法賢、多ば表章を上り、序引を製するを乞うも、諒陰の内に属し、措意を欲せず。禪服已に除き、近ごろ方めて思いを構じ、時を乞うて賜うなりと。初めて石に刻み御書院におかしむるも、法賢等、表を累ねて院に降付し、太宗の聖教序と対するを求む。三年九月始めて請を得、威儀を備え迎導して以て帰し、令して便殿に安置せしむ。又た僧可升有り、注解序を献じて便殿に対し、束帛を賜う。

〔解説〕

真宗の咸平二年(九九九)のこと。真宗は前皇帝の太宗に繼いで聖教序を作り、伝法院に下した。真宗は「法賢はしばしば文章を上奏し、序引を製することを願ひ出てきたが、先帝の喪に服していたため、その気が起きなかつた。喪服も已に脱いで(喪は已に明けて)、最近は撰文しても良いと思うため、時間をもらって、撰文することにしよう。」と言つた。初めは聖教序が石に刻まれて御書院におかれたが、法賢等は上奏文を奉つて伝法院に下し、太宗の聖教序と対することを願ひ出たため、咸平三年九月、威儀をととのえて繼作聖教序を迎え、便殿(ここでは伝法院にある行宮)に安置させた。さらに僧可升は注解序を献じて便殿に置いたため、絹の束を下した。

太宗は至道三年(九九七)三月に崩御し、真宗が三代皇帝として即位した。咸平二年はその翌々年にあたる。禪とは二

五ヶ月の喪を終えて後、一ヶ月を隔てた二七ヶ月目に、父母・夫または長子のために行う、除服の祭りである。法賢らが聖教序を度々乞うていたにもかかわらず、真宗が序引を下さなかつたのは喪に服していたためである。禪も終わった咸平二年になり、真宗は先帝太宗の遺志を繼いで聖教序を作り、伝法院に下したのである。

ここに言う『繼作聖教序』とは真宗が著した聖教序であり、『高麗大藏經』所収『大乘中觀釈論』卷一〇にはその全文が載っている。また、『大正新脩大藏經』「昭和法宝総目録」第三卷所収『御製大藏經序跋集』には『述聖教序』という題名で同様の序文が記載されている。なお『宋会要輯稿』(二二〇一四年、上海古籍出版社)は『繼作聖教序』を「繼いで『聖教序』を作る」としているが、ここでは『高麗大藏經』の記述により『繼作聖教序』とする。太宗が著した聖教序は、すでに石に刻まれて御書院に置かれていた。(前項〔216〕参照)真宗はこれに繼ぐものとして、法賢らの上奏を受け、自らも先帝にならつて聖教序を著し、これが石に刻まれて、太宗の聖教序と対になるように御書院に置かれた。

なお『仏祖統紀』卷四四には「咸平元年、三藏聖教序を御製され、明教大師法賢等に賜ひ、先帝の聖教序の後に置かしむ。沙門可升、序を注して進上す。」とあり、その年が咸平元年と、記述に異同がある。この記事については〔218〕も参

照されたい。

僧可升については、注解序を著した以外は未詳である。

〔角田〕

〔236〕

〔原文〕

景德元年、天竺訳経三蔵法護入貢梵経。真宗召見便殿、恩賜甚厚、館於訳経院。天聖末、注鞏国貢金葉文竺字、詔令翻訳之。法護姓僑戸迦氏、婆羅門之族、累号普明慈覚伝梵大師。嘉祐三年卒。諡曰演教大師。蓋寿九十余。

〔訓読〕

景德元年、天竺の訳経三蔵法護、梵経を入貢す。真宗、便殿にて召見し、恩賜すること甚だ厚く、訳経院に館せしむ。天聖の末、注鞏国、金葉天竺字を貢げば、詔して之を翻訳せしむ。法護、姓は僑戸迦氏、婆羅門の族、累ねて普明慈覚伝梵大師と号す。嘉祐三年卒す。諡は演教大師と曰う。蓋し寿は九十余なり。

〔解説〕

法護に関する伝記。景德元年（一〇〇四）、印度より梵経をもたらしした。真宗は便殿（応対所）にて召見し、厚く恩賜を下し、訳経院に住ませた。天聖（一〇二三―一〇三二）の末、注鞏国（注鞏国とはインド東岸コロマンデル海岸に

あつた国で、古より中国に通じなかつたが、宋代に入って朝貢してきた国である）より經典が貢がれたため、これを翻訳させた。法護は姓は僑戸迦氏でバラモンの出身であり、中国に来て累ねて普明慈覚伝梵大師の号を賜った。嘉祐三年（一〇五八）に亡くなり、諡は演教大師、世寿は約九〇才であつた。

法護に関する記述は〔226〕にあるため、詳細はそちらを参照されたい。本項によると、法護の生没年は、九六〇年頃―一〇五八。〔226〕によると、二五才で京師に来たとあるため（その年は本項から逆算すると、九九〇頃となり）、本項の景德元年と若干の差異がある。

〔角田〕

〔237〕

〔原文〕

二年九月、車駕幸伝法院。

〔訓読〕

二年九月、車駕もて伝法院に幸す。

〔解説〕

本項は景德二年（一〇〇五）九月に、真宗が伝法院を訪れた記録である。

〔程〕

〔238〕

〔原文〕

大中祥符三年九月、中天竺僧覚称獻讚聖頌、令惟浄訳之。覚称請還、詔造金欄袈裟、置本国金剛坐、及賜裝錢茶葉、覚称復作頌為謝。帝嘉之。

〔訓読〕

大中祥符三年（一〇一〇）九月、中天竺の僧覚称、讚聖頌を献ずれば、惟浄をして之を訳せしむ。覚称は還るを請うに、詔して金欄の袈裟を造り、本国の金剛坐に置かしめんとす。及び装・錢・茶・葉を賜う。覚称は復た頌を作りて謝と為す。帝、之れを嘉す。

〔解説〕

本項は真宗皇帝が『讚聖頌』を献上した天竺僧の覚称とのやり取りを記録したものである。

すなわち、大中祥符三年九月に、来朝した中天竺の僧である覚称が『讚聖頌』を献上したところ、真宗は惟浄にこれを翻訳させた。さらに、覚称が天竺に帰国しようとして真宗に申し出たところ、真宗は金欄袈裟を造らせ、彼に本国にある釈尊が成道の地の菩提樹の下に設けられている金剛坐にそれを置かせよとする詔を出し、また衣服・錢・お茶・葉などを賜わった。これに対して覚称はかさねて頌を作つて礼を述べら

れたことから、真宗はさらに彼を称えたというものである。覚称については、すでに〔222〕において紹介されている。帰国しようとした覚称には、仏陀の成道の地に設けられた金剛坐に金欄の袈裟を置かせる詔勅が出されたのであるが、その理由を探るに当たつて、『仏祖統紀』巻四四にある次の記述がヒントとなろう。

中天竺沙門覚（称法）戒、来朝し、舍利・梵夾・金剛座真容・菩提樹葉を進る。便殿にて召見し尉勞（慰勞）すること甚だ厚く、訳経院に館せしむ。称、『讚聖頌』を進れば、詔して惟浄をして之を訳せしむ。（中略）還るに及びては、詔して金欄袈裟を賜いて金剛座に奉安せしめんとす。及び装・錢・茶・果を賜う。（大正蔵四九、四〇四b）

これによれば、覚称が来朝の際、仏舍利、貝葉経、金剛座の絵画、菩提樹の葉をお土産に上進したという。そうすると、金剛座に袈裟を置かせるのもその返礼であると推定できよう。ちなみに、覚称が来朝の際に、「舍利・梵経・金剛座真容」を上進したとする記述は、『仏祖統紀』巻五二にもみられる。

○中天竺沙門覚称法戒来。進舍利梵経金剛座真容。

（大正蔵四九、四五七b）

また、『讚聖頌』については、そのものは未詳であるが、上記の『仏祖統紀』巻四四の記述でも言及されており、さらに、『大中祥符法宝録』巻一六では、

是の年十月、中天竺の沙門覺称、来朝し『讚聖德頌』を作して以て獻ず。

(中華蔵北京版七三、五〇二c)
とあることからすれば、頌の名称に相異があるものの、献上されたことは事実であると考えられる。

〔程〕

〔239〕

〔原文〕

六年八月、訳経潤文兵部侍郎趙安仁言、準詔編修藏經、表乞賜名題製序。詔以大中祥符法宝録為名、御製序給之。録凡二十一卷、惟淨写訳、証義啓沖、修靜、証殊、文一、重珣、簡長同編次、内侍李知和勾当。安仁又請以太宗及皇帝聖製編次、東土聖賢集、既成、賜詔褒飾、加金帛、秘書監楊億常預編修、亦如賚焉。

〔訓読〕

六年八月、訳経潤文兵部侍郎趙安仁言く、詔に準りて藏經を編修す。表もて名題を賜わり序を製らんことを乞う。詔して、大中祥符法宝録を以て名と為さしめ、序を御製して之れに給う。録は凡そ二十一卷にして、惟淨、写訳す。証義の啓沖、修靜、証殊、文一、重珣、簡長は同じく編次にして、内侍の李知和は勾当なり。安仁は又た太宗及び皇帝の聖製を以て東土聖賢集を編次するを請う。既に成るに、詔を賜い褒飾

し、金帛を加う。秘書監の楊億は常に編修に預かり、亦た賚を加う。

〔解説〕

本項は『大中祥符法宝録』の題名の由来と、これを編集するに際して活躍した訳経チームを説明したものである。

まず六年(一〇一三)八月に、訳経使兼潤文官で兵部侍郎の趙安仁は、下された詔勅の通り大藏經を編集したことから、その題名と御製序文の下賜を賜わりたいと上奏した。これに應ずるかたちで、『大中祥符法宝録』の題名と御製序文が下賜された。『大中祥符法宝録』は凡そ二十一卷で、惟淨がその編集、翻訳の総責任者で、証義を担当する啓沖、修靜、証殊、文一、重珣、簡長らが同時に編集作業にも携わり、内侍の李知和が勾当を務めた。趙安仁はまた太宗、真宗の御製となる釈教の文集を『東土聖賢集』として編集することを願った。これが完成したので褒賞する詔と金、絹が与えられた。さらに常に編集業務に携わっていた秘書監の楊億にも褒美を賜ったのである。

訳経潤文兵部侍郎趙安仁とは、訳経使と潤文官を兼ねた兵部侍郎の趙安仁のことである。訳経使と潤文官の兼務に関しては、『245』で論じられ、趙安仁については、『223』ですでに紹介されており、それぞれの項目の解説内容を参照されたい。また、『大中祥符法宝録』についても、『223』で言及されて

おり、それらに譲りたい。

一方、証義と編次に任じられた啓沖、修静、証殊、文一、重珣、簡長らの六人については、証殊を除けば、下記の『景祐新修法宝録』三箇所の記事をみる限り、いずれも法護、惟浄を中心とした伝法院の訳経現場で活躍した人物で、いわゆる訳経チームの重要な構成員であると考えられる。しかももし仮に証殊を下記の引用文に登場する澄珠の誤写と解釈すれば、この人もまた他の五名と同様に訳経現場で活躍した人物と解しうるのである。

① 『仏説一切如来真實撰大乘現証三昧大教王経』一部三十卷

右三藏沙門施護訳。法護、惟浄同訳。沙門澄珠、文一筆受。沙門脩静、啓沖綴文。沙門道一、紹溥、重珣、智臻、簡長、行肇、德雄、自初証義。兵部侍郎趙安仁潤文。入内侍省内侍殿頭李知和監訳。是年十一月二十三日、与『福力太子因縁経』四卷同進。事迹如右。(『景祐新修法宝録』卷二、中華蔵北京版七三、五三二b)

② 『仏説頂生王因縁経』一部六卷

右三藏沙門施護訳。法護、惟浄同訳。沙門澄珠、文一筆受。沙門啓沖綴文。沙門道一、紹溥、智臻、簡長、行肇、德雄、自初、智遠、重杲証義。尚書右丞趙安仁

潤文。入内侍省内侍殿頭李知和監訳。是月四日、監訳中使引三藏等詣崇政殿、捧所訳経、具表上進。

(『景祐新修法宝録』卷四、中華蔵北京版七三、五三四a—b)

③ 『仏説八種長養功德経』一部一卷(中略)

右三藏沙門法護、惟浄訳。沙門澄珠、文一筆受。沙門簡長、行肇綴文。沙門啓沖、道一、智臻、德雄、禅定、智遠、重杲、義賢、令操、善慈、紹才証義。訳経使守司空兼門下侍郎太子少師平章事丁謂、翰林学士刑部侍郎知制誥晁迥、翰林学士承旨尚書左丞知制誥李維潤文。入内侍省内侍殿頭李希及楊懷愍監訳。其経四月八日、附監訳中使齋詣闕庭、具表上進。

(『景祐新修法宝録』卷六、中華蔵北京版七三、五四〇b—c)

そして、修静が右街講経首座に、重珣が左街鑑義にそれぞれ任ぜられて左右街の教団の事務を管轄していたことや、それと同時に啓沖が右街鑑義に任命されていたことなどは、次の記述によって知られるのである。

詔す、証義沙門の修静を以て右街講経首座と為し、重珣を以て左街鑑義と為し、西京の左右街の教門の事を分かちて知す。啓沖を右街鑑義と為す。証義沙門の自初、職掌沙門の志拱、志江に紫衣を賜い、童行十一人を度して

僧と為す。

〔景祐新修法宝録〕卷一六、中華蔵北京版七三、五七二
b—c)

また、簡長が智印大師の号を下賜されたことも知られてい
る。

証義沙門の簡長に智印大師と号するを賜う。行肇及び講
論沙門の文泰に紫衣を賜い、童行十一人を度して僧と為
す。

〔景祐新修法宝録〕卷一六、中華蔵北京版七三、五七〇
c)

さらに簡長が天台宗の四明知札に贈った詩が『四明尊者教
行録』卷六に収録されており、その詩では自身の肩書きにつ
いて以下のように記している。

右街鑑義、訳経証義、兼綴文同編修箋注御集、知印大師
賜紫(簡長)上 (大正蔵四六、九一三c)

一方、内侍李知和とは如何なる人物なのかは不明である。
ただ、『宋史』卷二八九「葛羈伝」の附伝としてその三男で
ある葛懷敏の伝記が収録されており、慶曆二年(一〇四二)
に行われた「定川寨の戦い」と呼ばれる宋と西夏の戦いにお
いて、葛懷敏、李知和以下一六名の武将が全員戦死したと伝
えている。しかし、本項では李知和を内侍、つまり宦官とし
ていることから、『宋史』卷二八九でいう李知和とは同名の

別人であると考えられる。むしろ、先ほど引用した『景祐新
修法宝録』の②、③に登場し、「入内内侍省内侍殿頭」とい
う肩書きを持ち、監訳に任じられた李知和と同一人物である
とみるべきであろう。また、「勾当」という肩書きについて
は、北宋の各部署に「勾当」というキーワードを持つ役職名
が数多くあり、ここでのいうのが具体的にいずれに該当するも
のかを断じたいが、おそらく訳経業務を監督し、事務的に
補佐する役職であろうと推定しておいた。ちなみに「内侍殿
頭」は、内侍省に隸属する正九品の宦官の職名で、太宗の頃
に殿頭高品として設置され、真宗の景德三年に内侍省殿頭高
品に、大中祥符二年二月に内侍省内侍殿頭にそれぞれ名称を
改められていたのである。

ところで、秘書監の楊億(九七四—一〇二〇)は、北宋初
期に活躍した士大夫、詩人としてその名が知られる一方、真
宗の命を受けて『景德伝灯録』の序文を撰述したことをはじ
め、仏教とも関わりを持つ人物とみられ、学界の注目を集め
てきたのである。その主な研究成果を挙げれば次のようにな
る。楊鉄菊「楊億の仏教信仰」(『印度学仏教学研究』四二—
一、一九九三年)、李一飛「楊億年譜」(上海古籍出版社、二
〇〇二年)、西脇常記「楊億の研究—「殤子述」を読む」(鈴
木哲雄編『宋代禅宗の社会的影響』山喜房仏書林、二〇〇二
年)↓西脇常記『中国古典社会における仏教の諸相』知泉書

館、二〇〇九年に再録)ここでは、西脇氏が「楊億の研究」に付録した「楊億簡易年表」を元に、仏教との関わりを留意しながらその略歴を紹介しておこう。楊億は、字は大年、建州浦城(福建省浦城県)の出身で、淳化三年(九九二)に一九歳で進士及第してから、二〇歳に直集賢院、二三歳に著作佐郎、二八歳に左司諫、知制誥、三〇歳に知審刑院、三四歳に翰林学士、三五歳に兵部員外郎、戸部郎中などを歴任して、四〇歳に弾劾に遭い、太常少卿分司西京(洛陽)に左遷されるが、四一歳に知汝州、四三歳に開封に戻り、知礼儀院、判秘閣太常寺に任じられ、四五歳に工部侍郎、四六歳に工部侍郎権同知貢奉になったが、秘書監に降格し、四七歳に翰林学士になってから一二月に死去した。楊億は三一歳の景德元年(一〇〇四)に、道原が献上した『景德伝灯録』を裁定せよとの詔勅を受け、三六歳の大中祥符二年(一〇〇九)にその序文を撰述した。さらに四二歳の大中祥符八年(一一一五)に趙安仁主導の『大中祥符法宝録』の編纂を助け、四七歳の大禧四年(一一二〇)に王曙とともに「注釈典御集」の編集を命じられたのである。ちなみに、北宋初期(元豊の改革以前)の秘書監は、秘書省監の略称で秘監ともいい、従三品の官職である。

なお、本項の前半部分の内容は、(223)と関連していると
思われる。

〔程〕

〔240〕

〔原文〕

八年閏六月、内出太宗皇帝御製妙覺集五卷、付伝法院、編入大藏。

〔訓読〕

八年閏六月、内より太宗皇帝の御製なる妙覺集五卷を出して伝法院に付して、大藏に編入せしむ。

〔解説〕

本項は、八年(一一〇一五)閏六月に、御所より太宗の御製の『妙覺集』五巻が出され伝法院に与えられて「大藏経」に編入された記録である。

本項と同様の記事が(224)にあるため、ここでは再論しない。

〔程〕

〔241〕

〔原文〕

天禧元年四月、詔曰、金仙垂教、実利於含生。具葉頁カ膳文、是資於伝訳。苟師承之或異、必邪正以相參。既失精詳、寔成訛謬。而況輩血之祀、頗瀆於真乘。厭詛之詞、尤乖於妙理。方

増崇尚、特示發明。其新訳頻那夜迦經四卷、不得編入蔵目。今伝法院似此経文、無得翻訳。時中書閱此経詞意与経教戻、乃令伝法院詳之、且請不附蔵目、故有是詔。

〔訓読〕

天禧元年四月、詔して曰く、金仙の教えを垂るるは、実に含生を利するがためなり。貝葉に文を臆すは、是れ伝訳を資くがためなり。苟しくも師承の或いは異なれば、必ず邪正を以て相い參ずべし。既に精詳を失わば、寔ます訛謬と成る。いわんや葦血の祀は、頗る真乗を流し、厭詛の詞は、尤も妙理に乖くをや。方に崇尚を増して、特に發明を示すべし。其の新訳せる『頻那夜迦經』四卷は、蔵目に編入するを得ざれ。今、伝法院は此の経文に似たれば、翻訳するを得ざれ。時に中書、此の経を閲するに、詞意は経教に戻る。乃ち伝法院をして之れを詳びらかにせしめ、且つ蔵目に附せざらんことを請う。故に是の詔有り。

〔解説〕

本項は、当時新訳經典の『頻那夜迦經』四卷がきっかけとなり、天禧元年（一〇一七）四月に、この經典を入蔵させないこと、さらには伝法院に対して、これに似る經典は翻訳してはいけないことを内容とする詔勅が出された記録である。

すなわち、天禧元年四月に下記の内容の詔勅が出された。釈尊が教えを垂れるのは、衆生を利益するためであり、貝

葉に文字を書写する（「貝葉經」のこと）のは、その教えの伝承や翻訳を助けるためである。仮にも師資による相承に相異があれば、必ず互いに參詳することで正邪を明らかにすべきである。一旦その參詳が失われれば、釈尊の教えにはますます誤謬が生じてしまう。ましてや葦辛や血生臭いものなどを用いた祭祀が、頗る真の教えを冒流し、怨みや呪いの言葉が、最も妙理に乖くようなものはいうまでもない。まさに仏教への尊崇を高めて、特にこの道理を明らかにすべきである。その新訳の『頻那夜迦經』四卷は、「大蔵經」の目録に編入してはならない（入蔵させてはならない）。これより以降、伝法院においてはこれに似たような経文があつたら、翻訳してはならない。

そして、この詔勅が出されたきっかけとして、次のように記されている。

時に中書省が『頻那夜迦經』を閲覽して、その意味が釈尊の教えに相反していると気づいたことから、伝法院にこの經典の參詳を命じた一方、真宗に対して「大蔵經目録」に編入させないよう懇願したために、上記の詔勅が発せられたというのである。

『頻那夜迦經』とは『大正蔵』第一八冊に所収の法賢訳『金剛薩埵説頻那夜迦天成就儀軌經』四卷のことである。内容的には後期密教無上瑜伽タントラに属しているこの經典

は、金剛薩埵(金剛手秘密主菩薩)が、或いは敵を降伏し、無傷で戦争の勝利を収め、或いは巨万の富を得るといった世間的な願望を成就するための、種々の頻那夜迦(歡喜天)の成就法を説いているものである。具体的には、人間を含めた各種の動物の肉や香木を含めた各種の木材などを用いて頻那夜迦の像を造り、それを地中に埋め、或いは像に泥などを塗り、これに毒薬・塩・芥子・酒などを供えたりするものである。楊曾文「宋代的仏経翻訳」(楊曾文・方廣鋸編『仏教与歴史文化』宗教文化出版社、二〇〇一年)がすでに指摘するように、本項の詔勅は、恐らく各種の動物の肉で造像すること、また酒を供えることが、仏教の基本的な戒律に抵触するものと判断され、これに基づくものであろう。

〔程〕

〔242〕

〔原文〕

三年九月、起居舍人呂夷簡言、故御史中丞趙安仁、嘗刻円覚道場礼懺禪觀法印板、望送伝法院附入経藏。従之。

〔訓読〕

三年(一〇一九)九月、起居舍人の呂夷簡言く、望むらくは、故御史中丞の趙安仁、嘗て円覚道場礼懺禪觀法の印板を刻む。伝法院に送り経藏に附入せしめんことを。之れに従う。

〔解説〕

本項は、起居舍人の呂夷簡が、故御史中丞の趙安仁(一〇一八卒)が嘗て彫らせた『円覚道場礼懺禪觀法』の印板を伝法院に送って、「大藏経」に加えるよう希望し、認可を受けた記録である。

『円覚道場礼懺禪觀法』とは、中唐に活躍した圭峰宗密(七八〇—八四一)が撰述した『円覚経道場修証儀』(二八卷)のことで、そのテキストは『新纂統藏』巻七四に収録されている。この文献については、胡建明『圭峯宗密思想の総合的研究』(春秋社、二〇一二年)は次のように論じている。

この著作は宗密が『円覚経』の心性論を実践に移した書物である。礼懺、悔過から坐禪の法門まで、宗密の実践的理念を具現するのである。(同書、四四頁)

ところで、起居舍人とは、中書省に隸属する従六品の役職名で、正史の編集に資するために、日頃の天子の言行を記録することを主な仕事内容とする。

御史中丞とは、御史台に隸属する正四品(宋初)の職事官のことで、名目上御史台の長官である御史大夫の下に置かれてはいるが、御史大夫は任命されないことから、御史台における事実上の長官で、皇帝に直接に任命されることになっている。

また、呂夷簡(九七八—一〇四三)は『宋史』巻三一一に

立伝されている。寿州（安徽省寿県）の人で字は坦父、諡は文靖である。咸平三年（一〇〇〇）に進士となつてからは、絳州、通州、兩浙、浜州などの地方官を歴任した後、知制誥、権知開封府となつた。仁宗が即位すると、参知政事、天聖七年（一〇二九）に同中書門下平章事となつてから、慶曆三年（一〇四二）に退官するまでは、宰相の座から追われたこともあつたが、また返り咲き、宰相を務めること十数年にもおよび、善政を敷き、大きな功績を残したのである。

なお、趙安仁については、〔223〕を参照。

〈程〉

〔243〕

〈原文〉

三年二月、訳経三藏法護等、請降御注四年二章、遺教経、伝写入蔵。従之。

〈訓読〉

三年（一〇一九）二月、訳経三藏法護等、御注四十二章（経）、遺教経を降し、伝写して入蔵せしめんことを請う。之れに従う。

〈解説〉

本項は、天禧三年三月に、訳経三藏法護らの懇願によつて『御注四十二章経』、『御注遺教経』が下賜され、「大蔵経」に

『宋会要』道釈部訓注（一〇）（永井）

編入された記録である。

『御注四十二章経』とは、真宗が撰した『四十二章経』の注釈書のこととて、そのテキストが『大正蔵』第三九冊に収録されている。

また、『仏祖統紀』卷四四にも本項と同じ内容があり、深浦正文氏はそれを利用して真宗の『御注四十二章経』の成立年代を大中祥符六年（一〇一三）―天禧三年までの間と措定した（『仏書解説大辞典』卷四―一九五）。『景祐新修法宝録』卷一九では、その成立を天禧二年（一〇一八）としている。（中華蔵北京版七三、五五九b）

一方、『御注四十二章経』と同様に真宗の手によつたと思われる『御注遺教経』は、現存せず、僅かにその序文らしきものが元・熙仲集『歴朝釈氏資鑑』卷九（新纂統蔵七六、二一九c）に残る。

なお、法護については、〔226〕を参照。

〈程〉

〔244〕

〈原文〉

四年二月、秘演等請以聖製述釈典文章、箋注附大蔵、詔可。

〈訓読〉

四年二月、秘演等、聖製述釈典文章を以て、箋注して大蔵に

九三

附せしめんことを請う。詔す、可なり。

〔解説〕

本項は、天禧四年(一〇二〇)二月に、秘演等の懇願に応ずるかたちで、「御製述釈典文章」を箋注してから「大藏經」に編入させた記録である。

本項と似た内容が、『玉海』卷二八、『仏祖統紀』卷四四などにもみえる。『玉海』『宋会要』では、天禧四年の「二月」とするところが、『仏祖統紀』は「正月」とする齟齬がみられるものの、両者には重要なヒントが含まれている。

概要

天禧四年二月戊子、僧三十人を選びて聖製述釈典文章を注釈せしむ。僧秘演の請いに従うなり。

〔玉海』卷二八、前掲書、第二冊、五三六頁) これによれば、「聖製述釈典文章」を注釈する作業に携わった三〇人という僧侶の人数が示されている。一方、『仏祖統紀』の記述によって、発議者の秘演が「右街講經」の肩書きをもつことが判明する。

四年正月、右街講經秘演等、請うらくは、御製釈典法音集を以て僧をして箋注せしめて凡そ三十卷なるを大藏に附せしめんことを乞う。詔す、可なり。

〔仏祖統紀』卷四四、大正藏四九、四〇六b) 「御製述釈典文章」の箋注については、現存しないが、下

記の『新修景祐法宝録』卷一三の内容によってその一端が知られ、また前記の『玉海』にあった「僧三十人」の人名も明らかになる。

注釈釈典文集一部三十卷総録一卷

右、天禧四年春二月に、沙門秘演等、表もて請らくは、御製述釈典文章を以て、僧に命じて箋注せしめて、大藏に附せしめんことを。

詔す、可なり。乃ち京城の義学文学沙門の簡長、行肇、惠崇、希白、鑑深、重杲、鑑微、尚能、楚文、曇休、普究、禹昌、永興、善昇、清達、秘演、善初、繼興、希雅、仲熙、省弁、崇璉、顯忠、令操、義賢、瑞王、無象、行円、有朋、文倚を選びて、同じく箋注せしむ。左右街僧録の守明、澄遠、訳經三藏惟淨をして参詳せしめ、翰林学士楊億、劉筠、晏殊、枢密直学士王曙をして同じく詳覆せしむ。

又た詔す、宰臣丁謂をして大てを都て参定せしめよ。五年の秋に、書、成りて御に進む。板を鏤みて流行せしむ。(丁) 謂等に器・幣を賜い、衆僧らに師号・紫衣・衣服・茗・帛を賜う。童行を度すること、差有り。

(中華藏北京版七三、五五八c—五五九b) すなわち、この書は真宗が書いた釈教関連の文章に衆僧がさらに注釈を施したもので、『注釈釈典文集』(三〇卷、総録

一卷)がその正式名称である。しかもこれが天禧四年春二月に秘演より出された懇願に応じたものであることも記されていることから、本項の内容を傍証しよう。

〔程〕

〔245〕

〔原文〕

是年、以宰臣丁謂兼充詔經使。潤文官常一員、天禧中以翰林學士晁迥、李維同潤文、始置潤文二員、丁謂罷使後、亦不常置。天聖三年又以宰相王欽若為之、自後首相繼領、然降麻不入銜。又以參政、樞密為潤文、其事浸重。每生辰、必進新經。前兩日、二府皆集以觀翻譯、謂之開堂。慶曆三年、呂夷簡罷相、以司徒為使致仕。既章得象代之。自是降麻入銜。

〔訓読〕

是の年、宰臣の丁謂を以て詔經使に兼ねて充つ。潤文官は常に一員なるも、天禧中、翰林學士晁迥、李維を以て同じく潤文とするに、始めて潤文に二員を置く。丁謂の使を罷めて後、亦た常置せず。天聖三年(一〇二五)に又た宰相の王欽若を以て之れと為す。これ自り後、首相もて継ぎて領す。然し降麻するも入銜せず。又た參政、樞密を以て潤文と為し、其の事浸ます重し。生辰ごとに、必ず新經を進る。前の兩日に、二府皆な集まりて以て翻譯を観る、之れを開堂と謂う。

慶曆三年(一〇四三)に、呂夷簡の相を罷めて、司徒を以て使と為し致仕す。既に章得象、之れに代わる。是れ自り降麻して入銜す。

〔解説〕

本項は、歴代の詔經使と潤文官の名前、兩役職の変遷を詳しく記したもので、特に宋初における「詔經使兼潤文官」という役職を理解するに当たつて欠かすことのできない貴重な記録である。

すなわち、天禧四年(一〇二〇)に、時の宰相である丁謂が詔經使を兼任した。その頃、潤文官は常に定員一名であったが、天禧年間(一〇一七―一〇二二)、翰林學士の晁迥、李維が同時に潤文官に任じられたことをはじめとして、潤文官に二人を配置するようになった。やがて丁謂が詔經使の職を解かれたが、その職は常置されなかつた。天聖三年(一〇二五)に、又た時の宰相である王欽若が詔經使に任ぜられた。これより後は、歴代の宰相がこの役職を引き継いでいたが、名ばかりで機能はしていなかつた。又た參知政事、樞密使が潤文官を任じるようになってから、潤文官という役職の重みはますます増えたのである。毎年の皇帝の誕生日に合わせて、必ず新訳の經典を献上するようになった。誕生日の二日前に、二人の潤文官(二府)は必ず集まって新訳の經典を檢閲する。これを開堂と謂う。慶曆三年(一〇四三)に、呂夷簡が宰相

をやめて、司徒という役職で訳経使となり、これをもって退官した。彼の代わりに章得象が訳経使となったが、これ以降、訳経使という役職は名実一体のものとなったのである。

ちなみに、本項と密接な関連性を有する内容が、宋敏求(二〇一九—一〇七九)の『春明退朝録』にもある。それを示せば下記の通りである。

太平興國中(九七七—九八四)、始めて太平興國寺に訳経院を置き、梵学僧を延きて新経を翻訳せしむ。始めは光祿卿の湯公悦(湯悦)、兵部員外郎の張公洎(張洎)を以て之を潤色せしむ。後に趙文定(趙安仁)、楊文公(楊億)、晁文元(晁迥)、李尚書維(李維)ら皆な訳経潤文官と為る。天禧中、宰相の丁晋公(丁謂)、始めて(訳経)使と為す。天聖三年、又た宰相の王冀公(王欽若)を以て使と為す。自り後、元宰、継ぎて之を領す。然し降麻するも入銜せず。又た參政、樞密を以て潤文と為し、其の事浸ます重し。歳の誕節ごとに必ず新経を進る。前の両月に、二府皆な集まりて以て翻訳を觀る、之を開堂と謂う。亦た唐の清流は尽く在り。前の一月、訳経使、潤文官は又た集まりて以て新経を進る、之を開堂と謂う。慶曆三年、呂許公(呂夷簡)の相を罷めて、司徒を以て訳経潤文使と為して、明年、致仕す。章郇公(章得象)は之に代わる。自り後に乃ち降麻して入銜す。

(中華書局本、一九九七年、一〇頁)

この引用文が本項とほぼ同様な内容を有しつつ、本項すら言及されなかった「閉堂」も紹介した一方、本項では「開堂」を皇帝の誕節の二日前に行うものとするのに対し、この行事を二日ではなく、二ヶ月前に行うものであるとしている。果たしてどちらの説を採るべきであろうか。そもそも「開堂」とは高級官吏の任じる訳経使、潤文官が集まり、訳経院より完成された新訳経典が皇帝の誕節のお祝いとしてふさわしいものかどうかを判断する行事で、内容の吟味などを経て最終決定を下す行事が「閉堂」であるということと合わせて考えれば、誕節の僅か二日前に選定作業を終えるという日程は、物理的には不可能と言わざるを得ない。従って『宋会要』でいう「二日前」説よりも、『春明退朝録』でいう「二ヶ月前」説のほうがより合理性があるように思われる。

一方、宋代の訳経使兼潤文官という役職については、楊會文「宋代的仏經翻訳」においてすでに闡説されている。ここでは楊氏が言及した歴代の訳経使兼潤文官を表記しておく。なお就任時期に関しては、楊氏の論考によったものである。ただし、高若訥については(256)によって新たに追補したものである。

氏名(生卒年)	宰相就任時期	訳経使兼潤文官就任時期	備考
丁謂(九六六～一〇三七)	天禧四年(二〇二〇)七月	天禧五年(二〇二二)一月	降麻不入銜
王欽若(九六二～一〇二五)	天聖元年(二〇二三)九月	天聖三年(二〇二五)一〇月	降麻不入銜
呂夷簡(九七八～一〇四三)	天聖七年(二〇二九)	景祐元年(二〇三四)	降麻不入銜
章得象(九七八～一〇四八)	宝元元年(二〇三八)三月	慶曆三年(二〇四三)	降麻不入銜
陳執中(九九〇～一〇五九)	慶曆五年(二〇四五)四月	慶曆五年四月	降麻不入銜
龐籍(九八八～一〇六三)	皇祐三年(二〇五二)一月	皇祐三年一〇月	降麻不入銜
高若訥(九九七～一〇五五)	皇祐四年(二〇五二)正月(樞密使)	皇祐四年(二〇五二)正月	降麻不入銜
文彦博(一〇〇六～一〇九七)	慶曆八年(二〇四八)閏正月 至和元年(二〇五四)(再任)	至和元年	降麻不入銜
富弼(一〇〇四～一〇八二)	嘉祐三年(二〇五八)六月	嘉祐三年六月	降麻不入銜
曾公亮(九九八～一〇七八)	嘉祐六年(二〇六二)八月	熙寧二年(二〇六九)	降麻不入銜

ちなみに「降麻」とは、唐代、宋代では官吏を任命する詔勅が黄色い、或いは白い麻紙に書かれていたため、官吏に任命の命令を下すことをいう。一方、楊氏によれば、ここでい

う「不入銜」とは、その宰相任命の詔勅には、「訳経使兼潤文官」という肩書きを入れないことをいう。「入銜」は、その反対で、「訳経使兼潤文官」という肩書きを明記したことを意味するということ。

ところで、本項で言及された丁謂、晁迥、李維、王欽若、呂夷簡、章得象などは、いずれも太宗、真宗、仁宗の時代に北宋の政治の中樞で活躍した人物である。ここでは彼らの略歴を紹介しておこう。なお、既出の李維、呂夷簡の二人については、〔48〕、〔242〕をそれぞれ参照されたい。

まず、丁謂(九六六一―一〇三七)は『宋史』卷二八二、『東都事略』卷四九に立伝されている。長洲(江蘇省呉県)の人で、字は謂之、後に公言と改めた。淳化三年(九九一)に進士に及第してから、大理評事、饒州通判、知鄆州を歴任してから、右諫議大夫権三司使、三司使・參知政事に累進し、ついに同中書門下平章事となり、晋国公に封ぜられた。彼は南人官僚の逸材で、機敏で知謀があり、奸知にたけ、特に財政上において敏腕を発揮して功績があった。

次に、晁迥(九五一一―一〇三四)は『宋史』卷三〇五、『東都事略』卷四六に立伝されている。澶州清豊(河南省清豊県)の人で、字は明遠、諡は文元である。太平興国年間(九七六一―九八四)進士に及第し、大理評事、殿中丞、右正言直史館、貢奉、尚書工部侍郎など歴任し、仁宗が即位して

から、礼部尚書となったが、太子少保をもって退官した。彼は正道を踏み権勢にも屈せず、事の処理にはいささかも私情を差し挟まなかった。また広く儒・仏・道の三教に通じ、特に経伝では一家の説をなした。

そして、王欽若(九六二—一〇二五)は『宋史』卷二八三に立伝されている。臨江軍新諭(江西省新諭県)の人で、字は定国、諡は文穆である。進士に及第してから、亳州防禦推官より左諫議大夫參知政事に累進し、工部侍郎、刑部侍郎、資政殿學士、尚書左丞知樞密院事などを歴任して、大中祥符年間(一〇〇八—一〇一六)、左僕射兼中書侍郎同平章事に進み、天禧二年(一〇一八)に、皇太子(仁宗)の師を務め、仁宗が即位した後、司空門下侍郎同平章玉清昭応宮使昭文館大學士となった。また彼は『冊府元龜』『國史』の編集者として名が知られている。

さらに、章得象(九七八—一〇四八)は『宋史』卷三一一に立伝されている。浦城(福建省浦城縣)の人で、字は希言で、諡は文憲、後に文簡と改められた。進士に及第してから、玉山県、台州、南雄州、洪州などの地方官を歴任し、尚書刑部郎中、兵部郎中知制誥、翰林學士、礼部侍郎兼竜圖閣學士、進承旨兼侍講學士などの要職を経て、同知樞密院事、同中書門下平章事、集賢殿大學士となり、さらに中書侍郎兼工部尚書兼樞密使、工部尚書昭文館大學士、鎮安軍節度使同平

章事に進み、郇国公に封ぜられ、司空の職を以て退官した。長年に亘り、樞密使、宰相の高位にいながら、私情を挟まず権勢にも依附せず、中立の立場を貫いたことが高く評価されている。

〔程〕

〔246〕

〔原文〕

仁宗天聖四年、潤文官翰林學士夏竦むさうと僧衆、上新訳経章義音カ七十卷。是書大中祥符九年、詔惟淨撰、今潤文官趙安仁、楊億刊定、至是始畢。

〔訓読〕

仁宗の天聖四年、潤文官翰林學士夏竦むさうと僧衆、新訳経音義七十卷を上る。是の書は大中祥符九年、惟淨に詔して撰せしめ、今、潤文官趙安仁と楊億に刊定せしめ、是に至りて始めて畢んぬ。

〔解説〕

天聖四年(一〇二六)、夏竦と僧衆たちが『新訳経音義』七〇卷を上進した。これらはすぐる大中祥符九年(一〇一六)に惟淨が撰文し、趙安仁や楊億に刊定させてきたもので、今になって完成したのである。

「章」と「音」の校訂は『玉海』を承けた上海古籍本によ

る。惟浄、趙安仁、楊億については既出。

夏竦（?—1051）は『宋史』卷二八三に立伝される。徳安の人で字は子喬、諡は文莊。儒仏道三教に通じ、文章は典雅であつたという。仁宗のとき戸部侍中となり、洪州の鬼道を鎮めたという。枢密使英国公、武寧軍節度使、鄭国公を歴任する。『文莊集』三六卷（四庫全書珍本第二六七冊）が残る。

『新訳経音義』七〇巻については『景祐新集法宝録 総録』の「第十五巻」に「訳衆修新訳経音義」とある。また『仏祖統紀』巻四五に、

翰林学士夏竦と同じく三藏惟浄等、新訳経音義七十巻を進む。
（大正蔵四九、四〇九a）

と言及されるが、具体的内容は未詳。

（永井）

〔24〕

〈原文〉

是年、惟浄言、藏乘名録類例尤多。令所流進凡有三録。僧智升撰即開元録、円升撰正元録、円照續正元録、今請將皇朝經総成一録。

詔惟浄合三録、令統訳経律論、西方東土聖賢集伝、為之凡六千一百九十七卷。

『宋会要』道釈部訓注（一〇）（永井）

〈訓読〉

是の年、惟浄言く、藏乗の名録は類例尤も多し。今、流通する所、凡そ三録有り。僧智昇撰するは即ち開元録、円照撰するは貞元録、円照は統貞元録なり、今、請うらくは皇朝の經を將つて総じて一録と成さんことを。

惟浄に詔して三録を合せしめ、続いて訳せし経律論および西方東土聖賢集伝をして、之を凡てで六千一百九十七巻と為せり。

〈解説〉

この年（天聖四年）、惟浄が上奏して言うには、經典の名を記録した例は少くないが、現在、行われているものに三つの経録がある。智昇の『開元釈教録』（二〇巻 開元一八年・七三〇）、円照の『貞元新定釈教目録』（三〇巻 貞元一六年・八〇〇）、円照の『大唐貞元統開元釈教録』（三巻 貞元一〇年・七九四）がある。願わくは宋代に翻訳された經典をあつめて経録を作つていただきたいと。

惟浄にたいし詔勅がくだされ、三つの経録を合わせ、新たに翻訳された経律論や西天東土の聖賢たちによる成果、六一九七巻を収録する『天聖釈教録』が編纂された。

惟浄によつてまとめられた『天聖釈教録』は、現在、上冊を欠くが、中下冊が趙城東広勝寺所蔵「金版大蔵経」の一部として、『中華大蔵経』（北京版）第七二冊に収録される。

なおこの一段における人名や経録などの対校は主として上海古籍出版社本の成果によるが、「貞」字が「正」字で表記されるのは仁宗の諱「禎」を避けたものである(陳垣『史諱举例』中華書局、二〇〇九年、一二五頁)。ちなみに『天聖釈教録』下冊では、従前の経録に収録された經典等を列挙したうえで末尾に次のように記す。

右、天聖釈教総録中に都べて開元旧録、並びに附統新編、及び正元法宝等の録せる計六百二帙六百二号を収む。
(中華蔵北京版七二、九四七b)

また『貞元新定釈教目録』の編者については『望月仏教大辞典』に従って円升を円照に改めた。『仏祖統紀』巻四五に次の記事がある。

五年。三蔵惟浄、大蔵経目録二表を進むるに、名を賜いて天聖釈教録とす。凡て六千一百九十七卷なり。
(大正蔵四九、四〇九a)

〈永井〉

〔248〕

〔原文〕

八年、潤文官夏竦、王暉上大蔵経名札懺经十卷。初五台山沙門崇慶撰進、今竦等詳定頒行。

〔訓読〕

八年、潤文官夏竦、王曙、大蔵経名札懺经十卷を上る。初め五台山沙門崇慶撰し進むるに、今、竦等、詳定し頒行す。

〔解説〕

天聖八年(一〇三〇)、潤文官である夏竦や王曙が『大蔵経名札懺经』一〇卷を上進した。初めは五台山の崇慶が上進したものであるが、夏竦たちがさらに点検し板行したものである。

『大蔵経名札懺经』一〇卷については『景祐新集法宝録総録』の「第十五卷」に「訳衆修沙門崇慶進大蔵経名札懺法詔付院詳定」とあり、『大蔵経名札懺经』は『大蔵経名札懺法』が正しいと思われるが、(ママ)とした。また『景祐新集法宝録』にしたがつて崇慶を崇廉に改めた。崇廉については未詳。

王暉は、上海古籍本が言うように王曙とする。「暉」は英宗の諱「曙」を避けたものである(陳垣・前掲書、一二六頁)。王曙(九六三—一〇三四)は『宋史』巻二八六や『宋名臣言行録』巻四などに立伝される。字は晦叔、河南洛陽の人。淳化三年(九九二)の進士。宰相寇準の女婿。四川省益州知事や郢州団練副使、襄州知事、河南譜府知事、中央では御史中丞、尚書工部侍郎などを務めた。清貧さをもって知られ、法の運用は厳格であったという。

〈永井〉

〔249〕

〔原文〕

景祐二年九月、帝作景祐天竺字源序、賜訳経院。是書即三蔵法護、惟浄以華梵対參為之。凡七卷。

〔訓読〕

景祐二年九月、帝、景祐天竺字源の序を作り、訳経院に賜う。是の書は即ち三蔵法護、惟浄、華梵を以て対參して之を為れり。凡てで七卷なり。

〔解説〕

景祐二年（一〇三五）九月、仁宗は『景祐天竺字源』の序を撰し、訳経院に下賜した。同書は法護や惟浄が梵語と漢語を対照しつつ辞典化したもので七卷からなり、趙城県広勝寺所蔵「金版大蔵経」の一部として、現在『中華大蔵経』（北京版）第七二冊に収録される。仁宗による「御製序」は、

景祐天竺字源は西天訳経三蔵、試光祿卿伝梵大師法護、訳経三蔵、試光祿卿光梵大師惟浄、同じく綴り集む所なり。（中略）是の書や華梵対翻して総べてで七卷と為す。

声明の学は寔に茲より肇まる、云々。

（中華蔵北京版七二、八五〇c—八五一a）と述べる。ここで言う「声明」は今日で言う言語学ほどの意。

『仏祖統紀』四五にも同趣旨の記事がある。

『宋会要』道釈部訓注（一〇）（永井）

二年。上、天竺字源序を御製して訳経院に賜う。是の書は即ち法護と惟浄、華梵を以て対翻して七卷と為す。声明の学は寔に茲より肇まる。（大正蔵四九、四〇九c）

なお『景祐天竺字源』は本邦でも刊行され、享保三年（一七八）の写本のあることが知られ（『仏書解説大辞典』第三冊、一二四頁）、また筑波大学図書館所蔵『景祐天竺字源梵文新定』一卷（安永九年・一七八〇）は電子化されて公開されている（<http://www.ruijtsukuba.ac.jp>）。

〈永井〉

〔250〕

〔原文〕

十月、刑部尚書夏竦、上奉詔撰撰伝法院訳経碑銘。詔本院刊石。

〔訓読〕

十月、刑部尚書夏竦、詔を奉じて撰せし伝法院訳経碑銘を上る。本院に詔して石に刊ましむ。

〔解説〕

景祐二年一〇月、詔勅により夏竦が撰文した「伝法院訳経碑銘」が上進され、命により訳経院に碑が建立された。なお同碑銘は『文莊集』巻二六に収録されており、訳経院の創立以来の歴史や関係者などが略述されている。

〈永井〉

〔251〕

〔原文〕

三年十二月、訳経使呂夷簡、潤文宋綬言、準詔統修法宝録、請依旧体御製序。序曰、自興国壬午、距今乙亥五十四載。其貢獻並内出梵經、無慮一千四百二十八夾、訳成経論凡五百六十四卷、訳者积也、交釈華梵、対伝句読。辯佉樓之筆、簡章佗之辞、云々。詔刊於石。賜名、詔以景祐新修法宝録為名。是録即自大中祥符四年以後至景祐三年、惟浄与法衆、並預編纂。

〔訓読〕

三年十二月、訳経使呂夷簡、潤文宋綬言く、詔に準じて法宝録を統修す。旧体に依りて御製序を請う。

序して曰く、興国壬午（太平興国七年・九八二）より、今乙亥（景祐二年・一〇三五）まで距つること五十四載なり。其の貢獻して並に内出せし梵經は無慮そ一千四百二十八夾、訳して経論と成るもの凡そ五百六十四卷なり。訳とは积なり、交ごも華と梵を积し、対伝し句読す。佉樓の筆を辯じ、章佗の辞を簡ぶ、云々。詔して石に刊ましむ。

名の録は即ち大中祥符四年（一〇一一）より以後、景祐三年（一〇三二）に至るまで惟浄と法衆と、並て編纂に預かる。

〔解説〕

（景祐三年）一二月、呂夷簡や宋綬が上奏するに「詔勅を承けて法宝録を統修いたしました。旧例に従つて御製の序文を賜りたい」と。

（夏竦）による序文は次のように言う「太平興国七年から今景祐二年まで五四年、その間にもたらされた梵文經典は一四二八箱、訳出されたものは五六四点ある。訳とは解釈で、漢語梵語をそれぞれ訳したうえで相互に伝えて対校し、一句一句、読みをなした。また古代インドのカロシユティ文字やヴェーダ文字も読み解いたのである」と。

仁宗は『景祐新修法宝録』と命名された。この経録は大中祥符四年から景祐三年の間の訳出經典を記録するが、すべて惟浄と法衆が編集したものである。

なお上海古籍本は、ここで「御製序」とされる「自興国壬午、云々」の一段は、夏竦の「伝法院訳経碑銘」の序文であると左記のように注し、原文を〔243〕段へ移している。

按ずるに、「序曰」より「詔刊于石」の一段の文字は、原は下条の「御製序」の後に在り。今、夏竦の『文莊集』卷二六、『玉海』卷一六八を考うるに、此は乃ち夏竦「伝法院碑銘」の序にして、「景祐新修法宝録」の序にあらず。蓋し『大典』の錯簡なるべし。今、『玉海』に拠りて此に移す。

本訳註では、上海古籍本の校訂の妥当なることを認めつつ、便宜上、原本どおりの位置に置いて訓読しておく。ただし内容はあくまで夏竦「伝法院碑銘」の序文とみる。なお「景祐新修法宝録」の序文は趙城眞広勝寺所蔵「金版大藏經」の一部として、現在『中華大藏經』（北京版）第七三冊に収録される。呂夷簡については前出。

宋綬（九九一—一〇四〇）については『宋史』卷二九一に立伝される。字は公垂。諡は宣獻。趙州平棘（河北）の人。藏書家として名高く、經史百家に通じていたと。諸職を歴任し『真宗実録』を修す。

佉楼・カローシユティ文字は、古代の西北インドや中央アジアで用いられた文字。佉留、佉盧虱底、佉盧瑟吒などと音写される。紀元前三世紀のアショーカ王碑文に用いられているものが現存最古という。笈法護訳『普曜經』に見え、また『阿毘曇毘婆沙論』に見える。玄奘訳の『阿毘達磨大毘婆沙論』では「佉盧瑟吒」に作る。また、六世紀の僧祐『出三藏記集』には「昔、造書の主に凡そ三人有り。長の名は梵と曰い、其の書は右へ行く。次は佉楼と曰い、其の書は左へ行く。少き者は蒼頡、其の書は下へ行く。梵及び佉楼は天竺に居し。黃史の蒼頡は中夏に在り。梵と佉は法を淨天に取り、蒼頡は華を鳥跡に因む。文畫は誠に異なるも、伝理は則ち同なり。（大正藏五五、四b）とある。

韋陀はヴェエダで、古代インドで編纂された宗教関係文書の総称。広義にはサンヒター（本集）、ブラーフマナ（祭儀書）、アーラニヤカ（森林書）、ウパニシャッド（奥義書）の四種を言い、狭義にはサンヒターをリグ・ヴェエダ、サーマ・ヴェエダ、ヤジュル・ヴェエダ、アタルタ・ヴェエダに分けるといふ。手近な参考書として辻直四郎『インド文明の曙—ヴェエダとウパニシャッド』（岩波新書）、前田専学『インド哲学へのいざない（ヴェエダとウパニシャッド）』（NHKライブラリー）を挙げておく。

（永井）

〔252〕

（原文）

宝元二年十一月二十五日、伝法院言、建立訳經碑銘工畢。詔官吏恩賚有差。

（訓読）

宝元二年十一月二十五日、伝法院言く、訳經碑銘を建立する工畢んぬ。官吏に詔して恩賚すること差あり。

（解説）

宝元二年（一〇三九）十一月二五日、夏竦が撰した「伝法院訳經碑銘」を石碑にする工事が（前〔250〕項）、四年を経て、完成した。皇帝は関係官僚に恩賞を与えた。

〈徳護〉

〔253〕

〈原文〉

慶曆三年十月、賜伝法院、寺務司錢歲五百千。

〈訓読〉

慶曆三年十月、伝法院と寺務司に錢を歳に五百千を賜う。

〈解説〉

慶曆三年(一〇四三)一〇月、伝法院と寺務司にそれぞれ年に錢五百千(五百貫)を賜うという命令である。

この記事は『統資治通鑑長編』卷一四四(中華書局本、第一一冊、三四七九頁)にも出る。

寺務司については『宋史』卷一六五の「鴻臚寺」の項に、在京寺務司及び提点所は諸寺の葺治の事を掌すると記録されている(中華書局本、第一二冊、三九〇三頁)。

『宋会要輯稿』の「職官二五・寺務司」には、

寺務司、京城の大寺、殿宇、廊舎を補葺することを掌す。(第三冊、二九〇四頁、職官二五―八)

と記されている。

錢五百貫の価値について考察すると、『統資治通鑑長編』卷一四三の范仲淹の奏上(中華書局本、第一一冊、三四四〇頁)によると、当時江浙には米一碩あたり六百から一貫であ

り、都の開府は地方より少し高い(『宋史』卷一七五「食貨」、熙寧二年(一〇六九)の記事、中華書局本、第三冊、四二四三頁)ので、高位の一貫を採用し換算すると、米五百碩(五万升)となる。

〈徳護〉

〔254〕

〈原文〉

五年正月、命宰臣章得象、撰御製伝法院訳経碑後記。

〈訓読〉

五年正月、宰臣章得象に命じて、御製伝法院訳経碑後記を撰せしむ。

〈解説〉

慶曆五年(一〇四五)正月、宰臣である章得象に「御製伝法院訳経碑後記」を撰させるといふ勅命である。同じ内容は『統資治通鑑長編』卷一五四(同、第一二冊、三七四〇頁)にもある。

この記事によれば、「御製伝法院訳経碑記」もあつたらしいが、〔250〕、〔252〕の夏竦撰「伝法院訳経銘」との関係は確認できない。また、「御製伝法院訳経碑後記」についても未詳である。

章得象については〔245〕を参照。

〈徳護〉

皇祐四年正月八日、參知政事の高若訥、枢密使に進み、詔して仍お同訳経潤文を兼ねしむ。

〔255〕

〔原文〕

〔解説〕

三月二十二日、以伝法院新建御書西竺声原字母碑殿、為乾華殿。

〔訓読〕

三月二十二日、伝法院に新建せる御書西竺声原字母碑殿を以て乾華殿と為す。

〔解説〕

慶暦五年（一〇四五）三月二日、伝法院に新しく建てた御書西竺声原字母碑殿を乾華殿と為したという記録である。

「書西竺三声原字母碑」についての記録はない。前〔249〕項に記録された『景祐天竺二字源』と関係があると思われるが、確認できない。

〈徳護〉

〔256〕

〔原文〕

皇祐四年正月八日、參知政事高若訥進枢密使、詔仍兼同訳経潤文。

〔訓読〕

〈徳護〉

皇祐四年（一〇五二）正月八日、參知政事の高若訥が枢密使に昇進し、詔命により、慣例に倣って同訳経潤文を兼任させた。

枢密使と潤文の関係は〔245〕を参照。

高若訥（九九七—一〇五五）、字は敏之、諡は文莊、本籍は并州榆次（山西省）の人、衛州（河南省）に徙った。進士となり、諸職を歴任。『宋史』卷二八八の高若訥伝によれば、知識が該博し、史伝に詳しく、尤も好きなものは韓非子と管子であり、曆学に頗る明るかったが、仏教に対する態度はあまり好意的ではなかった（中華書局本、第二六冊、九六八—九六九頁）。

〈徳護〉

〔257〕

〔原文〕

至和元年十二月八日、賜伝法院訳経三藏大師法護為普明慈覚伝梵大師。法護、西天僧、有戒行、特以六字師号賜之。

〔訓読〕

至和元年十二月八日、伝法院訳経三藏大師法護に賜わりて、

普明慈覚伝梵大師と為す。法護は西天の僧にして戒行有り、特に六字の師号を以て之に賜わるなり。

〔解説〕

至和元年(一〇五四)二月八日、伝法院の訳経三蔵大師法護に普明慈覚伝梵大師と賜わつた。法護はインドの僧侶で、戒行に優れたため、特に六字の師号を賜わつたのである。

同様の記事は『仏祖統紀』巻四五に出る。

至和元年、勅す、三蔵法護、戒徳高勝なれば、特に六字の師号を賜うべし、普明慈覚伝梵大師と曰う。

(大正蔵四九、四二二c)

法護については〔226〕と〔236〕を参照。

〔徳護〕

〔258〕

〔原文〕

神宗熙寧四年三月、廢印經院。

〔訓読〕

神宗熙寧四年三月、印經院を廢す。

〔解説〕

神宗熙寧四年(一〇七二)三月、印經院が廢止されたという記録である。印經院は太平興國八年(九八三)に設置された(〔212〕参照)、八八年を経て、廢止された。

同じ記事は『宋会要輯稿』の「職官・鴻臚寺」には次のように記録されている。

四年三月十九日、詔して印經院を廢す。其の經板は杭州に付し、僧了然に令して主持せしめんとす。了然は復ねて固く辞す。明年八月、乃ち以て京の顯聖寺聖壽禪院に付し、主僧の懷謹に令して印造して流行することを認む。(第三冊、二九〇一頁、職官二五―三)

この記事によれば、官營の印經院を廢止する時、印經の經板を地方に与え、印造して流行することを望んでいた。初め了然(不詳)という僧は断つたが、後に京の顯聖寺聖壽禪院の懷謹(一〇一一―一〇八五、号は智悟大師)がこの事業を引き受けた。顯聖寺の仏經印刷については、李富華『開寶蔵』研究(李富華『漢文仏教大蔵經研究』所収、六九―九一頁、宗教文化出版社、二〇〇三年)に詳しい。

〔徳護〕

〔259〕

〔原文〕

元豐元年七月九日、詔故西天訳経三蔵試鴻臚卿日称賜諡曰闡教。仍依法護例遺恩度僧七人、慧辨辯院歳増度僧一人。

〔訓読〕

元豐元年七月九日、詔す、故西天訳経三蔵試鴻臚卿日称に諡

を賜わりて闡教と曰う。仍お法護の例に依り遺恩もて僧七人を度し、慧辯院は歳に度僧一人を増す。

〔解説〕

元豊元年（一〇七八）七月九日、詔して、亡くなった西天訳経三藏試鴻臚卿日称に闡教という諡を賜わった。なお以前の法護の例に依り、遺恩により僧七人を度し、慧弁院には一年の度僧人数を一人増員した。

本項と同内容を持つ〔125〕を参照。

なお『景祐新修法宝録』巻一六に、

〔大中祥符六年（一〇一三）〕冬十一月、三藏沙門施護上言するに、故慧弁三藏法賢、玄覺三藏法天の帰葬の所、先に地を賜わるを蒙り、慧弁禅院を建つ。田百余畝有り、以て衆僧に供す。望むらくは輸税を免せんことを。詔して、之を可す。

（中華蔵北京版七六、五七〇c）
と記されている。この記事から、慧弁院は法賢と法天の帰葬の所であり、法賢の師号である慧弁三藏に従つて慧弁院と命名されたことが知られる。

〔徳護〕

〔260〕

〔原文〕

十月三日、参知政事元絳参定伝法院新編法宝録。先是、訳経

『宋会要』道釈部訓注（一〇）（永井）

僧日称死、同訳経僧慧詢等皆不能繼、乞罷訳場。乃詔令在院習学、続修宝元以後法宝録、候有通達義理梵僧、休旧翻訳。而降因有是命。

〔訓読〕

十月三日、参知政事元絳、伝法院新編法宝録を参定す。先には、訳経僧日称死し、同訳経僧慧詢等、皆な継ぐこと能わず、訳場を罷むることを乞う。乃ち詔して、院に在りて習学し、宝元以後の法宝録を続修して、義理を通達する梵僧有るを候ちて、旧に依りて翻訳せしめんとす。而して絳に、因りて是の命有り。

〔解説〕

本記事と同内容の記事は『統資治通鑑長編』巻二九三（中華書局本、第二一冊、七一七―七四頁）に出る。本項ではこれに基づいて一部校訂を行った。主な異同は次の通り。「参知政事元絳」を「長編」では「命参知政事元絳」、「訳経僧日称死」を「長編」では「訳経僧日成死」、「同訳経僧慧詢」を「長編」では「同訳経慧詢」、「休旧翻訳」を「長編」では「依旧翻訳」、「而降因有是命」を「長編」では「而絳因有是命」。

同年（元豊元年）一〇月三日、参知政事の元絳に伝法院新編法宝録の参定の命令が下った。それは訳経僧の日称が死亡し、同じく訳経僧の慧詢たちに訳経継続の実力がないので、訳場廃止が申請されたことに由る。しかし、皇帝はこれを認

めず、訳経僧たちが伝法院で学習しながら、宝元(一〇三八—一〇四〇)以降の法宝録を修し、仏教教理に通達する梵僧の出現を待って、また翻訳を再開せよとの勅命を出した。そのため、元絳に伝法院新編法宝録を参定する命令が下された。

元絳(一〇〇八—一〇八三)は『宋史』卷三四三に伝記がある。字は厚之、祖先是臨川(江西省)の危氏、唐末に杭州に遷り、祖父が呉越の丞相を務めたことにより、錢塘の人となった。進士であり、諸職を歴任。文辞を巧みにし、范仲淹も彼の才能を表彰したほどであった。(中華書局本、第三一冊、一〇九〇五頁)

慧詢は『仏祖統紀』卷一七(大正藏四九、二三五a)と『補統高僧伝』卷三(新纂統藏七七、七七a)に伝記がある。字は謀道、号は月堂。八歳で祖印院に出家。乾道年間、南湖を掌り、丞相魏杞と道友となった。淳熙六年冬一〇月二七日に亡くなった。

『宋会要輯稿』「職官・鴻臚寺」(卷三、二九〇二頁、職官二五—四)に同じ内容の記事がある。

〈徳護〉

〔261〕

〈原文〉

二年六月十一日、参知政事蔡確、参定編修伝法院法宝録。^(マ)

〈訓読〉

二年六月十一日、参知政事蔡確、伝法院法宝録を参定編集す。

〈解説〉

元豊二年(一〇七九)六月一日、参知政事である蔡確が伝法院法宝録を参定し編集したという記事である。

ここで言う法宝録は前項の伝法院新編法宝録と同じものと考えられる。

蔡確(一〇三七—一〇九三)については『宋史』卷四七一「奸臣」(中華書局本、第三九冊、一三六九七頁)に伝記がある。字は持正、泉州晋江(福建省)の人。進士に合格した後、諸職を歴任した。智数があり、細行は謹まらずと記された。貶所で卒した。

『宋会要輯稿』「職官・鴻臚寺」(卷三、二九〇二頁、職官二五—五)に同じ内容の記事がある。

〈徳護〉

〔262〕

〈原文〉

三年十月九日、詳定官制所言、訳経僧官、有授試光祿、鴻臚卿少卿者。今除散階已罷外、其帶少卿官名実有妨礙。欲乞以授試卿者改賜訳経三藏大法師、試少卿者改賜訳経三藏法師、其師号及請俸之類並依旧。詔、試卿者改賜六字法師、試少卿

者四字、並冠訳経三藏、余依旧。

〔訓読〕

三年十月九日、詳定官制所言く、訳経の僧官に試光祿と鴻臚に卿と少卿を授くる者有り。今、散階は已に罷めるを除きて外、其の少卿の官名を帯びれば、実に妨礙有り。試卿を授くる者を以て改めて訳経三藏大法師を賜わり、試少卿の者は改めて訳経三藏法師を賜わり、其の師号及び請俸の類並べて旧に依るを乞わんと欲す。詔して、試卿の者は改めて六字の法師を賜わり、試少卿の者は四字、並べて訳経三藏を冠せよ、余は旧に依るべし。

〔解説〕

元豊三年（一〇八〇）一〇月九日、詳定官制所が進言するに、訳経を務める僧官には試光祿卿と少卿、試鴻臚卿と少卿を授けた人があるが、今は職務のない位階を廃止し、それらの卿と少卿の官名も実際には妨げがあるので、試卿を授けた者には改めて訳経三藏大法師の号を賜い、試少卿の者には訳経三藏法師の号を賜い、其の師号と俸禄の事はすべて従来通りとの願い出があった。これを受けて、試卿は六字の師号、試少卿は四字の師号を賜い、また訳経三藏の称号を冠し、ほかは元のままにせよとの詔勅が下った。

この内容は『宋会要輯稿』「職官・鴻臚寺」（第三冊、二九〇二頁、職官二五―五）、『統資治通鑑長編』卷三〇九（中華

書局本、第二一冊、七五〇六頁）、『皇宋通鑑長紀事本末』卷八〇（黒龍江人民出版社、二〇〇六年、第三冊、一四二―五頁）にほぼ同様の記事がある。

試光祿卿と少卿、試鴻臚卿と少卿とは、〔125〕と〔214〕を参照。

詳定官制所は、龔延明『宋代官制辭典』（中華書局、二〇〇七年、一〇〇頁）によると、元豊三年六月一日に設置され（『統資治通鑑長編』卷三〇五）、元豊五年九月二三日に廃止（同、卷三二九）。元豊改革の時に、官名制度の草案を起草する機構である。

元豊の改革に際して、僧官制度も同様に、改革していたことがわかる。

〔徳護〕

〔263〕

〔原文〕

五年七月八日、詔訳経潤文使、同訳経潤文並罷、自今令礼部尚書領之、廢訳経使司印。

〔訓読〕

五年七月八日、詔す、訳経潤文使と同訳経潤文並べて罷め、今より礼部尚書をして之を領せしめ、訳経使司の印を廢すべし。

〈解説〉

元豊五年(一〇八二)七月八日、詔して、訳経潤文使と同訳経潤文を共に廃止し、以後礼部尚書の所管とし、訳経使司の印は廃止するとした。

『宋会要輯稿』「職官・鴻臚寺」(第三冊、二九〇二頁、職官二五―五)、『統資治通鑑長編』卷三二八(中華書局本、第二二冊、七八九五頁)に同内容の記事がある。

同訳経潤文や訳経使司について、『宋代官制辞典』(前掲書、三二二頁)には、訳経使兼潤文は名誉職であるが、「訳経潤文使司」の官印のみ存するとある。

〈徳護〉

〔264〕

〈原文〉

淳熙二年二月二十三日、伝法院智覚言、本院原係東京右街太平興国寺伝法院、自詔興^詔初間、僧衆随従車駕至此、興建仏殿寺宇。乞賜太平興国伝法寺為額。従之。

〈訓読〉

淳熙二年二月二十三日、伝法院の智覚言く、本院は原より東京右街の太平興国寺伝法院に係る。紹興の初めの間より、僧衆、車駕に随従して此に至り、仏殿寺宇を興建せり。乞うらくは太平興国伝法寺を賜わり、額と為さんことを。之に従う。

〈解説〉

淳熙二年(一一七五)二月二十三日、伝法院の智覚が進言して、伝法院は元は東京右街にあった太平興国寺伝法院である。紹興初期に朝廷が南遷するに従って、僧侶たちもここにきて、仏殿寺宇を興建した。伝法院に太平興国伝法寺の寺額を賜わりたいと願い出て、これが認められた。

南宋の伝法院については、『咸淳臨安志』卷七六には、

太平興国伝法寺、佑聖觀の東に在り。先には是れ東京の太平興国寺に伝法院有り、紹興の初めに普照大師徳明、駕に随い南渡し、乞うて院を建つ。淳熙二年、慧弁大師智覚、奏請するに、始めて太平興国伝法寺の額を賜われり。淳祐七年、御扁及び飛天法輪宝蔵の六字を以て賜わる。

『宋元方志叢刊』中華書局本、第四冊、四〇四〇頁)と記される。また、『仏祖統紀』卷四三に、「今の臨安の伝法院は、即ち東都の訳経院なり。今は但だ入内道場の法事を供奉するのみ」(大正蔵四九、三九八c)と記録されている。

なお徳護担当については本学大学院修士課程修了の小川佑次氏の助言があった。

〈徳護〉